

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律案参照条文目次

一	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	1
二	漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十六号）	57
三	漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第五十五号）	57
四	漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）	58
五	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）	58
六	会社法（平成十七年法律第八十六号）	58
七	商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）	60
八	保険法（平成二十年法律第五十六号）	71
九	商法（明治三十二年法律第四十八号）	74
十	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）	75
十一	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）	85
十二	漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）	86
十三	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	93
十四	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）	94
十五	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	94
十六	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）	96
十七	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）	97
十八	消費税法（昭和六十三年法律第八号）	98
十九	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）	99
二十	民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十八年法律第 号）	107
二十一	農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）	107

○ 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）（抄）

目次

第一章	総則（第一条―第三条）
第二章	漁船保険組合の組織
第一節	通則（第四条―第十二条）
第二節	設立（第十三条―第二十一条の二）
第三節	組合員（第二十二条―第二十九条の二）
第四節	管理（第三十条―第四十九条）
第五節	解散及び清算（第五十条―第六十二条の五）
第六節	登記（第六十三条―第八十三条）
第七節	監督（第八十四条―第八十八条）
第三章	漁船保険組合の漁船保険事業等
第一節	通則（第八十九条―第九九条）
第二節	漁船保険
第一款	通則（第一百十条―第一百十一条の六）
第二款	普通損害保険及び特殊保険（第一百十二条―第一百十三条の八）
第三款	満期保険（第一百十三条の九―第一百十三条の十七）
第三節	漁船船主責任保険（第一百十四条―第一百二十一条）
第四節	漁船乗組船主保険（第一百二十二条―第一百二十六条）
第五節	漁船積荷保険（第一百二十六条の二―第一百二十六条の六）
第四章	漁船保険中央会及びその普通保険再保険事業等
第一節	漁船保険中央会（第一百二十七条―第一百三十八条）
第二節	普通保険再保険事業等（第一百三十八条の二―第一百三十八条の十一）
第五章	政府の特殊保険再保険事業等（第一百三十八条の十二―第一百三十八条の二十三）
第六章	保険料の負担及び補助金の交付（第一百三十九条―第一百四十三条）
第六章の二	雑則（第一百四十三条の二―第一百四十三条の十九）
第七章	罰則（第一百四十四条―第一百四十六条）
附則	

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、漁船につき不慮の事故による損害の復旧及び適期における更新を容易にするとともに、漁船の運航に伴う不慮の費用の負担及び責任等の発生により漁業経営が困難となることを防止し、並びに漁船に積載した漁獲物等につき不慮の事故による損害を補てんするための措置（以下「漁船損害等補償」という。）を定め、併せてこれらを補完する措置を講じ、もつて漁業経営の安定に資することを目的とする。

(漁船損害等補償)

第二条 漁船損害等補償は、次の事業により行う。

- 一 漁船保険組合が行う漁船保険事業、漁船船主責任保険事業、漁船乗組船主保険事業及び漁船積荷保険事業（以下「漁船保険事業等」という。）
- 二 漁船保険中央会が行う普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業（以下「普通保険再保険事業等」という。）
- 三 政府が行う特殊保険再保険事業並びに前号の普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険事業（以下「特殊保険再保険事業等」という。）

(定義)

第三条 この法律において「漁船」とは、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項（漁船の定義）に規定する漁船及びその他の船舶のうち漁業活動に必要な日本船舶で政令で定めるものをいう。

2 この法律において「漁船保険」とは、漁船を保険の目的としてこの法律により行う相互保険をいう。

3 漁船保険は、普通保険及び特殊保険とし、普通保険は、普通損害保険及び満期保険とする。

4 この法律において「特殊保険」とは、戦争、変乱その他政令で定めるこれに準ずるもの（以下「戦乱等」という。）による滅失、沈没、損傷その他の事故（以下「特殊保険事故」という。）により生じた損害をてん補する漁船保険をいい、「普通損害保険」とは、特殊保険事故以外の滅失、沈没、損傷その他の事故（以下「普通損害保険事故」という。）により生じた損害をてん補する漁船保険をいい、「満期保険」とは、保険期間が満了した場合に保険金を支払い又は保険期間中の普通損害保険事故により生じた損害をてん補する漁船保険をいう。

5 この法律において「漁船船主責任保険」とは、戦乱等によるものを除き、漁船の所有者又は使用者（所有権以外の権原に基づき漁船を使用する者をいう。第六章の二を除き、以下同じ。）が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する漁船の運航に伴つて生じた費用で自己が負担しなればならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴つて生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補する相互保険であつて、この法律により行うものをいう。

6 この法律において「漁船乗組船主保険」とは、戦乱等によるものを除き、漁船の所有者又は使用者であつてその所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴つて死亡その他の農林水産省令で定める事故が生じた場合に一定の金額を支払う相互保険

であつて、この法律により行うものをいう。

7 この法律において「漁船積荷保険」とは、漁船に積載した漁獲物その他の農林水産省令で定める物（以下「漁船積荷」という。）を保険の目的として、滅失、流失、損傷その他の事故（戦乱等によるものを除く。以下「漁船積荷保険事故」という。）により生じた損害をてん補する相互保険であつて、この法律により行うものをいう。

第二章 漁船保険組合の組織

第一節 通則

（目的）

第四条 漁船保険組合（以下「組合」という。）は、組合員が所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船に関し漁船保険事業等を行うことを目的とする。

（組合の人格）

第五条 組合は、法人とする。

（組合の住所）

第六条 組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（組合の種類及び区域）

第七条 組合は、地域組合及び業態組合とする。

2 地域組合の区域は、都道府県の区域とする。ただし、特別の事由があるときは、この区域としないことができる。

3 業態組合とは、政令で定める総トン数以上の漁船であつて、政令で定める特定の漁業に従事するもの、専ら漁場から漁獲物若しくはその製品を運搬するもの又は第三条第一項の政令で定めるもののみを漁船保険の保険の目的とする組合をいう。

（組合の名称）

第八条 組合の名称中には、「漁船保険組合」という文字を用いなければならない。

2 組合でないものは、その名称中に、「漁船保険組合」という文字を用いてはならない。

（登記）

第九条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（組合の事業年度）

第十条 組合の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（非課税）

第十一条 削除

第十二条 この法律による漁船損害等補償に関する書類（漁船乗組船主保険事業及び漁船乗組船主保険再保険事業に関する書類を除く。）には、印紙税を課さない。

第二節 設立

（発起人）

第十三条 組合を設立するには、組合員たる資格を有する者のうち、地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては五人以上が発起人とならなければならない。

（設立準備会）

第十四条 発起人は、あらかじめ組合の区域及び組合員たる資格に関する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを会議の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

第十五条 設立準備会においては、出席した前条第一項の目論見書に定める組合員たる資格を有する者の中から定款及び保険約款の作成に当たるべき者（以下「定款等作成委員」という。）を選任し、かつ、区域、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項及び保険料率その他保険約款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

2 定款等作成委員は、地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては五人以上でなければならない。

3 設立準備会の議事は、出席した前条第一項の目論見書に定める組合員たる資格を有する者の過半数の同意をもつて決する。

（創立総会）

第十六条 定款等作成委員が定款及び保険約款を作成したときは、発起人は、一定の期間前までにこれを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立

総会を開かなければならない。

- 2 前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。
- 3 定款等作成委員が作成した定款及び保険約款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。
- 4 創立総会においては、前項の定款及び保険約款を修正することができる。ただし、区域及び組合員たる資格に関する定款の規定については、この限りでない。
- 5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対して設立の同意を申し出た者の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。
- 6 前項の者は、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。
- 7 創立総会については、第二十八条、第二十九条第二項から第四項まで及び第二十九条の二の規定を準用する。この場合において、第二十九条第二項中「前項」とあるのは「第十六条第六項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十六条第六項又は前項」と読み替えるものとする。

(設立の認可の申請)

- 第十七条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく定款、保険約款及び事業計画書を農林水産大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。
- 2 発起人は、農林水産大臣の要求があるときは、設立に関する報告書を提出しなければならない。

(設立の認可)

第十八条 農林水産大臣は、前条第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、その事業が健全に行われ公益に反しないと認められるときには、設立の認可をしなければならない。

- 一 設立の手續又は定款、保険約款若しくは事業計画の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反するとき。
- 二 定款、保険約款又は事業計画のうち、主要な事項につき、虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。
- 2 農林水産大臣は、前項の認可をし、又はしなかつたときは、遅滞なく発起人に対してその旨を書面で通知しなければならない。

(理事への事務の引渡)

第十九条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

(成立の時期)

第二十条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(定款に記載すべき事項)

第二十一条 組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 区域
 - 四 事務所の所在地
 - 五 事業
 - 六 準備金の積立及び管理の方法に関する規定
 - 七 剰余金の処分及び不足金の処理に関する規定
 - 八 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
 - 九 事業の執行に関する規定
 - 十 役員の定数、職務の分担及び選任に関する規定
 - 十一 公告の方法
 - 十二 存立の期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 2 農林水産大臣は、模範定款例を定めることができる。

(保険約款)

- 第二十一条の二 組合は、保険約款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。
- 一 漁船保険の保険の目的
 - 二 漁船保険事業等の細目に関する事項
 - 三 保険金額に関する事項
 - 四 保険料率に関する事項
 - 五 保険責任に関する事項
 - 六 漁船保険事業等の実施の方法に関する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項
- 2 農林水産大臣は、模範保険約款例を定めることができる。

第三節 組合員

(組合員たる資格)

第二十二条 組合員たる資格を有する者は、漁船保険の保険の目的たるべき漁船の所有者又は使用者で、当該組合の区域内に、その者の住所又は当該漁船の主たる根拠地があるものとする。

(組合員たる地位)

第二十三条 設立当時の組合員は、組合の保険約款で定める期間内に漁船保険の保険料（保険約款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの）の支払をしなかつたときは、そのときに組合員たる地位を失う。

2 組合設立後に組合員になろうとする者が組合に漁船保険の保険料（保険約款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの）の支払をしたときは、その者は、その時（保険約款で別段の定めをしたときはその日）から組合員となる。

(脱退)

第二十四条 組合員は、三箇月前までに予告して、組合を脱退することができる。

2 組合員は、次の事由によつて脱退する。ただし、第一号の場合については、組合の定款で別段の定めをすることができる。

一 漁船保険の保険関係の全部の消滅

二 組合員たる資格の喪失

三 死亡又は解散

四 破産手続開始の決定

五 除名

(保険の目的の譲受人等)

第二十五条 漁船保険の保険の目的たる漁船の譲受人が、第百十一条の二第一項の規定により当該漁船につき組合員（同条第二項（同条第三項及び第百十一条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第九十五条第二項の規定により組合員とみなされる者を含む。）の有する漁船保険の保険関係に関する権利義務を承継したときは、その者は、当該漁船を譲り受けた時から組合員となる。ただし、その者が組合員たる資格を有しないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、第百十一条の二第三項の規定による漁船保険の保険関係に関する権利義務の承継があつた場合に準用する。

第二十五条の二 漁船保険の保険の目的たる漁船の所有者又は使用者が、第百十一条の三第一項の規定により当該漁船につき組合員（第九十五条第二項又は第百十一条の二第二項（同条第三項及び第百十一条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により組合員とみなされる者を含む。）の有する漁船保険の保険関係に関する権利義務を承継したときは、その者は、その時から組合員となる。ただし、その者が組合員たる資格を有しないときは、この限りでない。

(除名)

第二十六条 除名の事由は、定款で定める。

- 2 除名は、総会の決議によつて行ふものとする。この場合において、組合は、その総会の会日の七日前までにその組合員に対してその旨を通知し、且つ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3 除名については、第四十四条第一項の規定を準用する。
- 4 除名は、除名した組合員に対してその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

(脱退の効果)

- 第二十七条 組合員が第二十四条第一項及び同条第二項第二号から第五号までの規定により組合を脱退したときは、第二十五条又は第二十五条の二の規定に該当する場合のほかは、当該組合と当該組合員との間に成立している漁船保険の保険関係は、すべて、消滅する。
- 2 組合員は、組合を脱退したときでも、脱退の日の属する事業年度の追徴金の支払及び保険金の額の削減に関しては、その義務を免れることができない。

(議決権)

- 第二十八条 組合員は、各々一箇の議決権を有する。

- 第二十九条 組合員は、定款の定めるところにより、第三十七条第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

- 2 組合員は、定款の定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

- 3 前二項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

- 4 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(議決権のない場合)

- 第二十九条の二 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

第四節 管理

(役員の数及び選任)

- 第三十条 組合に、役員として理事及び監事を置く。
- 2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。
- 3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選任する。但し、設立当時の役員は、創立総会において選任する。
- 4 組合の理事の定数の少くとも五分の三は、組合員でなければならない。但し、設立当時の理事の定数の少くとも五分の三は、設立の同意を申し出た者

でなければならない。

(組合と役員との関係)

第三十条の二 組合と役員との関係は、委任に関する規定に従う。

(役員の任期)

第三十一条 役員の任期は、三年以内において定款で定める。ただし、定款によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、一年以内の期間で創立総会において定める。ただし、創立総会の議決によつて、その任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで延長することを妨げない。

3 合併による設立の場合における前項の規定の適用については、同項中「創立総会において」とあるのは「設立委員が」と、同項ただし書中「創立総会の議決によつて、その」とあるのは「設立委員が当該役員の」とする。

4 任期満了によつて退任した理事は、後任の理事（第三十二条の六の仮理事を含む。）が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員の義務及び損害賠償責任)

第三十一条の二 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、保険約款及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき、第三十九条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

(役員の兼職禁止)

第三十二条 理事は、監事又は組合の職員と、監事は、理事又は組合の職員と兼ねてはならない。

(組合の業務の決定)

第三十二条の二 組合の業務は、定款に特別の定めがないときは、理事の過半数によつて決する。

(組合の代表)

第三十二条の三 理事は、組合のすべての業務について、組合を代表する。ただし、定款の定めに反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(理事の代表権の制限)

第三十二条の四 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事の代理行為の委任)

第三十二条の五 理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第三十二条の六 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、農林水産大臣は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第三十三条 組合が理事と契約するときは、監事が、組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。

(監事の職務)

第三十三条の二 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 組合の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は農林水産大臣に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(総会の招集)

第三十四条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

第三十五条 組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

2 前項の場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

3 前項前段の電磁的方法（農林水産省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該理事に到達したものとみなす。

第三十六条 理事の職務を行う者がいないとき、又は前条第一項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

（組合員に対する通知又は催告）

第三十七条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所）にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3 総会の招集の通知は、その会日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

（定款その他の書類の備付け及び閲覧）

第三十八条 理事は、定款及び保険約款を各事務所に備えて置き、かつ、農林水産省令の定めるところにより、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、総会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、前二項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）

第三十九条 理事は、通常総会の会日の七日前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

4 前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

（役員了解職の請求）

第四十条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもつて、その代表者から役員了解職を請求することができる。

2 前項の規定による了解職の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分

又は定款若しくは保険約款の違反を理由として解職を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による解職の請求は、解職の理由を記載した書面を組合に提出しなければならない。

4 第一項の規定による解職の請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。この場合には、第三十五条第一項及び第三十六条の規定を準用する。

5 第三項の規定による書面の提出があつたときは、組合は、総会の会日の七日前までに、当該請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(理事に関する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第四十一条 理事については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定を準用する。

(総会の議決事項)

第四十二条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 保険約款の変更

三 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案

(総会の議事)

第四十三条 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定がある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。

4 総会においては、第三十七条第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

(定款の変更)

第四十四条 定款変更の議決は、総組合員の過半数が出席し、その議決権の三分の二以上の多数によらなければならない。

2 定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の認可については、第十八条の規定を準用する。

(保険約款の変更)

- 第四十四条の二 保険約款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 前項の認可については、第十八条の規定を準用する。
- 3 農林水産大臣は、特殊保険の保険料率についての保険約款の変更を命ずることができる。
- 4 前項の規定による保険約款変更の命令があつた場合には、第四十二条並びに第一項及び第二項の規定にかかわらず、その命令により、保険約款変更の効力を生ずるものとする。

(延期又は続行の決議)

- 第四十四条の三 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第三十七条第三項の規定は、適用しない。

(議事録)

- 第四十四条の四 総会の議事については、農林水産省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第四十五条 削除

(総代会)

- 第四十六条 組合は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。
- 2 総代は、組合員でなければならない。
- 3 総代の定数は、十五人以上でなければならない。
- 4 総代は、定款の定めるところにより選挙する。但し、設立当時の総代は、創立総会において選挙する。
- 5 総代の選挙は、無記名投票によつて行ふ。ただし、定款の定めるところにより、総代候補者が選挙すべき総代の定数以内であるときは、投票を省略することができる。
- 6 投票は、一人につき一票とする。
- 7 組合が第四項の規定により定款で総代の選挙についての選挙区及び当該選挙区において選挙すべき総代の数等を定めたときは、総代選挙のために組合が組合員に対してする通知は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該組合の区域にその区域の全部又は一部が含まれる市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。以下同じ。）ごとに定款で定める場所に、選挙の期日、選挙の方法その他選挙につき必要な事項を記載した書面を掲示すればよい。
- 8 前項の掲示は、選挙の期日の少くとも十日前までにしなければならない。
- 9 総代については、第三十一条第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項並びに第四十条の規定を準用する。
- 10 総代会については、総会に関する規定を準用する。ただし、総代会においては、解散の議決をすることができない。

(参事及び会計主任)

第四十七条 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解職は、理事の過半数によって決する。

3 参事については、会社法（平成十七年法律第八十六号）第十一条第一項及び第三項（支配人の代理権）、第十二条（支配人の競業の禁止）並びに第十三条（表見支配人）の規定を準用する。

第四十八条 組合員又は総代は、総組合員又は総総代の五分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解職を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解職の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解職の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、当該参事又は会計主任に対して第二項の書面又はその写を送付し、且つ、弁明する機会を与えなければならない。

(退職手当)

第四十九条 組合は、その常勤する有給の役員又は職員の退職手当について、定款で必要な定をしなければならない。

第五節 解散及び清算

(解散事由)

第五十条 組合は、次の事由によつて解散する。

一 定款に定める存立の期間の満了又は解散事由の発生

二 総会の決議

三 組合の合併

四 破産手続開始の決定

五 第八十六条第二項の規定による解散の命令

2 解散の決議については、第四十四条第一項の規定を準用する。

3 解散の決議は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 組合は、第一項の事由による外、組合員が、地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては五人未満になったことによつて解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(解散の効果)

第五十一条 組合が解散したときは、合併の場合を除いては、当該組合と組合員との間に成立している漁船保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険（以下「漁船保険等」という。）の保険関係は、すべて、終了する。

2 前項の場合には、組合は、漁船保険等（満期保険を除く。）にあつては、まだ経過しない期間に対する保険料を、満期保険にあつては、第百十三条の十一第一項の積立保険料のうちの純保険料及びまだ経過しない期間に対する付加保険料並びに同項の損害保険料のうちまだ経過しない期間に対するものを払い戻さなければならない。

(合併の手続)

第五十二条 組合が合併しようとするときは、総会において合併を議決しなければならない。この場合には、第四十四条第一項の規定を準用する。

2 合併は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の場合には、第十八条の規定を準用する。

(財産目録及び貸借対照表の作成)

第五十三条 組合が合併の議決をしたときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。

(債権者の異議)

第五十四条 組合は、前条の期間内に債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

2 前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

3 債権者が第一項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

4 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済をし、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(新設合併の手続)

第五十五条 合併によつて組合を設立するには、各組合の総会において組合員の中から選任した設立委員が共同して、定款及び保険約款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員を選任は、合併をしようとする組合の組合員の中からしなければならない。但し、特別の事由があるときは、組合員以外の者から選任することができる。この場合には、第三十条第四項本文の規定を準用する。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第四十四条第一項の規定を準用する。

（合併の時期）

第五十六条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第六十八条に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

（合併による権利義務の承継）

第五十七条 合併後存続する組合又は合併によつて設立した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務（当該組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

（清算中の組合の能力）

第五十七条の二 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

（清算人）

第五十八条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

（裁判所による清算人の選任）

第五十八条の二 前条の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

（清算人の解任）

第五十八条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

（清算人の職務及び権限）

第五十八条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

（清算人の財産調査義務）

第五十九条 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(債権の申出の催告等)

第五十九条の二 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第五十九条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の組合についての破産手続の開始)

第五十九条の四 清算中に組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の分配)

第六十条 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

(裁判所による監督)

第六十条の二 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、農林水産大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 農林水産大臣は、組合の解散及び清算を監督する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(決算報告書)

第六十一条 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(清算終了の届出)

第六十二条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第六十二条の二 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第六十二条の三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第六十二条の四 裁判所は、第五十八条の二の規定により清算人を選任した場合には、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。
この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(検査役の選任)

第六十二条の五 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

第六節 登記

(設立の登記)

第六十三条 組合は、設立の認可があつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において、設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 第二十一条第一号から第三号まで、第五号、第十一号及び第十二号に掲げる事項
- 二 事務所の所在場所

三 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

(変更の登記)

第六十四条 組合において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならぬ。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第六十五条 組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十三条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止等の仮処分等の登記)

第六十六条 代表権を有する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(参事の登記)

第六十七条 組合が参事を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、参事の氏名及び住所並びに参事を置いた事務所を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び参事の代理権の消滅についても、同様とする。

(合併の登記)

第六十八条 組合が合併をするときは、第五十二条第二項の認可があつた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併によつて消滅する組合については解散の登記をし、合併後存続する組合については変更の登記をし、合併によつて設立する組合については設立の登記をしなければならない。

(解散の登記)

第六十九条 第五十条第一項の規定により組合が解散したとき（同項第三号又は第四号の事由によつて解散したときを除く。）は、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算終了の登記)

第七十条 組合の清算が終了したときは、第六十一条の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第七十一条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に掲げる場合を除く。） 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併によつて設立する組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合 第五十二条第二項の認可があつた日から三週間以内

三 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第七十二条 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(従たる事務所における変更の登記等)

第七十三条 第六十八条及び第七十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する組合についての変更の登記は、第七十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(登記簿)

第七十四条 各登記所に、漁船保険組合登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第七十五条 設立の登記は、組合を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、定款及び組合を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第七十六条 第六十三条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第七十七条 合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 第五十四条第一項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面

二 合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

(合併による設立の登記の申請)

第七十八条 合併による設立の登記の申請書には、定款及び組合を代表すべき者の資格を証する書面のほか、前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

(解散の登記の申請)

第七十九条 第六十九条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

2 農林水産大臣が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その囑託によつてする。

(清算終了の登記の申請)

第八十条 組合の清算終了の登記の申請書には、清算人が第六十一条の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間の計算)

第八十一条 登記すべき事項で農林水産大臣の認可を要するものは、その認可書が到達した時から登記の期間を起算する。

第八十二条 削除

(商業登記法の準用)

第八十三条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五

条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで（登記簿等及び登記手続の通則）、第四十五条（支配人の登記）、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条（株式会社の登記）並びに第三百三十二条から第四百八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「漁船損害等補償法第七十一条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となったもの」（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となったもの）」とあるのは「漁船損害等補償法第五十八条本文の規定により清算人となったもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七節 監督

（業務又は財産状況の報告の徴取）

第八十四条 農林水産大臣は、組合の業務又は財産の状況に関して監督上必要があると認めるときは、組合からその業務又は財産の状況に関し報告を徴することができる。

（業務又は会計状況の検査）

第八十五条 組合員又は総代が、総組合員又は総総代の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは保険約款に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、農林水産大臣は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 農林水産大臣は、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは保険約款に違反する疑いがあると認めるとき、又はその業務若しくは財産の状況により監督上必要があると認めるときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

（法令等の違反に対する措置）

第八十六条 農林水産大臣は、第八十四条の規定により報告を徴した場合又は前条の規定により検査を行った場合において、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは保険約款に違反すると認めるときは、その組合に対して、役員の解職、事業の停止、定款又は保険約款の変更その他必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 組合が前項の規定による命令に違反したときは、農林水産大臣は、その組合の解散を命ずることができる。

（議決、選挙又は当選の取消し）

第八十七条 組合員又は総代が、総組合員又は総総代の十分の一以上の同意を得て、総会又は総代会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基

てする行政庁の処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、農林水産大臣はその違反の事実があると認めるときは、当該議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

（都道府県が処理する事務）

第八十八条 この章に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第三章 漁船保険組合の漁船保険事業等

第一節 通則

（保険関係の成立）

第八十九条 保険関係は、組合員又は組合員たる資格を有する者が保険約款で定める様式の申込書を組合に提出して申し込み、組合がこれを承諾することによって成立する。

（保険引受の拒否の制限）

第九十条 組合は、組合員又は組合員たる資格を有する者から保険の申込があつたときは、正当な事由がなければ、これに対して保険の引受を拒むことができない。

（保険料の支払）

第九十一条 組合との間に保険関係が成立した者は、当該保険関係に係る保険期間の開始日の前日までに、組合に保険料（保険約款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの）を支払わなければならない。

- 2 前項の規定による保険料の支払をその支払期限までにしないときは、当該保険関係は、その効力を失う。

（保険料の相殺の制限）

第九十二条 組合員又は保険の申込人は、組合に支払うべき保険料につき、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（保険証券の交付及び記載事項）

第九十三条 組合は、組合員の請求があつたときは、保険証券を交付しなければならない。

- 2 保険証券に記載すべき事項は、農林水産省令で定める。

（事故の確定による無効）

第九十四条 組合の保険責任が始まる前において、既に事故（漁船舶主責任保険にあつては、漁船の運航に伴つて生ずる不慮の費用又は損害であつて、漁船の所有者又は使用者が負担し、又は賠償するものうち、当該保険に係るもの。以下同じ。）が生じ得ないこととなつたとき、又は生じていたときは、当該漁船保険、漁船舶主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険は、無効とする。

（保険関係の存続）

第九十五条 漁船保険の保険の目的たる漁船の所有者又は使用者である組合員が、その住所又は当該漁船の主たる根拠地を組合の区域外に移転したことにより組合員たる資格を喪失したため組合を脱退した場合において、その脱退前に、その組合員から当該組合に対し当該保険関係（当該漁船に係る漁船舶主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険の保険関係が成立している場合にあつては、これらの保険関係を含むすべての保険関係）を存続させた旨の通知があつたときは、その保険関係は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、なお存続する。

2 前項の規定によりなお存続するものとされる保険関係に係る漁船の所有者又は使用者は、この章及び第六章の規定の適用については、組合員とみなす。</

第九十九条 組合は、保険に係る漁船又は当該漁船に積載した漁船積荷の管理方法等に関して、調査をし、又は組合員若しくは被保険者に通常の修繕その他必要な処置をすべきことを指示することができる。

（組合の免責事由）

第一百条 次の場合には、組合は、てん補すべき損害の額又は支払うべき一定の金額の全部又は一部につき、そのてん補し、又は支払うべき責めを免れることができる。

- 一 事故が、法令に違反して保険に係る漁船を運航し、又は当該漁船により操業した場合に生じたとき。
- 二 保険約款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、組合員が、正当な理由がないのに、保険料（満期保険については、保険料期間（組合が満期保険の保険関係に基づき損害をてん補する責任が始まる日から起算して一年を経過すること、その一年の期間をいう。以下同じ。）ごとの保険料）のうちその第二回以降の支払に係るものの支払を遅滞したとき。
- 三 漁船保険、漁船船主責任保険又は漁船積荷保険にあつては、組合員又は被保険者が、保険に係る漁船若しくはその運航又は保険の目的たる漁船積荷につき、通常行ふべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つたとき。
- 四 組合員等が第九十七条の規定による通知を著しく遅滞したため、損害の状況の認定が困難となつたとき。
- 五 組合員又は被保険者が第九

- 2 前項の追徴金に関する制限は、農林水産省令で定める。
- 3 組合に支払うべき追徴金については、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（保険金の削減）

第百五条 組合は、第百三条の規定による各会計ごとに、保険金の支払に不足を生ずるときは、定款の定めるところにより、支払うべき保険金の額を削減することができる。

- 2 組合が前項の規定により支払うべき保険金の額を削減する場合であっても、その支払う保険金の額は、政府又は漁船保険中央会から支払を受けた再保険金の額を下るものであつてはならない。

（責任準備金の積立）

第百六条 組合は、毎事業年度の終わりにおいて存する漁船保険等につき、農林水産省令の定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

（準備金の積立）

第百七条 組合は、不足金の補てんに備えるため、農林水産省令の定めるところにより、毎事業年度の剰余金のうちから準備金を積み立てなければならない。

（

- 3 地域組合又は業態組合のいずれか一方の普通保険の保険の目的となつてゐる漁船は、他の一方の普通保険の保険の目的とすることができない。
- 4 地域組合又は業態組合のいずれか一方の特殊保険の保険の目的となつてゐる漁船は、他の一方の特殊保険の保険の目的とすることができない。
- 5 組合と組合員との間に普通保険の保険関係が成立してゐる漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の普通保険の保険の目的とすることができない。
- 6 組合と組合員との間に特殊保険の保険関係が成立してゐる漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の特殊保険の保険の目的とすることができない。
- 7 漁具は、保険約款の定めるところにより特約がある場合に限り、その属する漁船とともに漁船保険の保険の目的とすることができる。
- 8 前項の規定により漁具を漁船保険の保険の目的とする場合においては、この法律の規定中「漁船」とあるのは「漁船（漁具を含む。）」と読み替へるものとする。

（被保険者たる資格）

第一百十條の二 漁船保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者とする。

（超過保険）

ては組合員が当該漁船の当該保険関係に関して有する権利義務（第百三十九条第一項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務及び当該漁船の所有者たる組合員が被保険者として有する権利義務を除く。）を承継することができる。ただし、組合が、正当な事由により、当該通知を受けた後直ちに当該所有者又は使用者に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の規定により保険関係に関する権利義務を承継しようとする者は、農林水産省令で定める場合を除き、あらかじめ、当該保険関係に関し権利義務を有する者の承諾を得なければならない。

3 第一項の規定により保険関係に関する権利義務を承継した者については前条第二項の規定を、漁船保険の保険の目的たる漁船を使用する所有権以外の権原につき相続その他の包括承継又は遺贈があつた場合については同項及び前二項の規定を、それぞれ準用する。

（通常行うべき管理等の義務）

第百十一条の四 組合員又は被保険者は、漁船保険の保険の目的たる漁船につき、通常行うべき管理その他損害の防止及び軽減に努めなければならない。このために必要又は有益であつた費用（通常行うべき管理に要した費用を除く。）は、農林水産省令の定めるところにより、組合がてん補する。

(付保義務の発生)

第百十二条 都道府県知事が当該都道府県の区域のうち漁業協同組合の地区となつてゐる地域を分けて指定する地域（以下「加入区」という。）ごとに、その加入区の区域内に住所を有し、且つ、指定漁船（一年を通じて六十日以上漁業に従事する総トン数百トン未満一トン以上の動力漁船であつて、当該加入区の区域内に主たる根拠地を有するもののうち政令で定めるものをいう。以下同じ。）を所有する者の総員の三分の二以上の者が、政令で定める手続により、当該加入区の区域内に住所を有する指定漁船の所有者（以下「指定漁船所有者」という。）はすべてその所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことにつき同意をした場合において、当該同意のあつたことにつき次条第三項の規定による公示があつたときは、指定漁船所有者（当該公示があつた後に指定漁船所有者となつた者を含む。）は、その所有する指定漁船の全部を、政令で定める金額を下らない額を保険金額として、普通損害保険に付さなければならない。当該漁船についての保険期間が満了したときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の規定により加入区を指定するに当たつては、一の漁業協同組合の地区の区域の全部が一の加入区の区域の全部となるように当該指定をしなければならない。ただし、一の漁業協同組合の地区の区域の一部が他の漁業協同組合の地区の区域の全部

3 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、これを審査し、前条第一項の規定による同意があつたものと認めるときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、発起人、関係組合及び関係漁業協同組合に通知し、当該同意がなかつたものと認めるときは、遅滞なく、その旨を発起人に通知しなければならない。

(義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等)

第百十三条 前条第三項の規定による公示があつた場合において、政令の定めるところにより当該公示に係る加入区の区域内の第百十二条第一項の規定による同意をした者を代表する者が、当該公示に係る加入区の区域の全部又は一部をその地区の区域の全部又は一部とする漁業協同組合に対し、当該漁業協同組合の組合員たる指定漁船所有者又は当該指定漁船の使用者が当該指定漁船につき組合に支払うべき普通保険の保険料を集収してその者に代わり組合に払い込む事業を行うべき旨の申出をしたときは、当該漁業協同組合は、正当な事由がある場合のほかは、その申出に係る事業を行わなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定による事業を行う漁業協同組合に対し、当該漁業協同組合の組合員から、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する指定漁船以外の漁船につき

(普通損害保険の保険料率)

第百十三条の四 普通損害保険の保険料率は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすように定めなければならない。

一 当該組合が引き受けることが見込まれる普通損害保険の保険の目的たる漁船の属する普通損害保険の危険区分（漁船のトン数、船質、設備、操業区域その他の事項で普通損害保険に係る危険の程度に影響を及ぼす要因となるものに応じて、漁船につき農林水産大臣が定める危険の程度の区分をいう。以下同じ。）のすべてについて、普通損害保険の危険区分ごとに定められること。

二 普通損害保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率（以下「普通損害保険の純保険料率」という。）が、農林水産大臣の定める期間における当該組合の普通損害保険（満期保険の満期前の普通損害保険事故により保険金を支払う保険の部分を含む。以下この号及び第百三十八条の五第一項各号において同じ。）に係る危険率を基礎とし、当該組合の普通損害保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定められること。

三 普通損害保険の危険区分ごとに、普通損害保険の純保険料率が第百三十八条の五の規定により定まる当該組合の普通損害保険の純再保険料率を下らないこと。

(保険法の準用)

第百十三條の八 組合の普通損害保険及び特殊保険については、保険法第十条及び第九十五条（保険価額の減少等）の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは、「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

第三款 満期保険

(保険の目的)

第百十三條の九 満期保険の保険の目的たるべき漁船は、保険期間の満了（以下「満期」という。）の時ににおいて、進水後農林水産省令で定める期間を経過しない漁船とする。

(保険の目的たる漁船の価額)

第百十三條の十 満期保険については、保険関係が成立した日における保険の目的たる漁船の価額をもつて保険期間中における当該漁船の価額とみなす。

(保険料)

第百十三條の十一 満期保険の保険料は、満期により支払うべき保険金に係る保険料の部分（以下「積立保険料」という。）及び満期前の普通損害保険事故故により支払うべき保険金に係る保険料の部分（以下「損害保険料」という。）から成るものとする。

2 満期保険の保険料率のうち損害保険料中の純保険料に対応する部分の率については、当該満期保険の各保険料期間が始まる日において適用されている当該組合の普通損害保険の純保険料率に、普通損害保険の危険区分に係るトン数区分（以下「普通損害保険のトン数区分」という。）その他農林水産大臣が定める区分ごとに保険期間の期間に応じて組合が保険約款で定める割合を乗じて得た率とする。

3 前項の規定により組合が定める割合は、普通損害保険のトン数区分その他同項の農林水産大臣が定める区分及び保険期間の期間の区分ごとに、第百三十八條の五第二項の農林水産大臣が定める割合を下つてはならない。

4 満期保険の保険料は、政令の定めるところにより、保険料期間ごとに支払うものとする。

(組合の保険金支払義務)

第百十三條の十二 組合は、満期保険の保険の目的たる漁船につき、満期前における普通損害保険事故によつて生じた損害をてん補し、及び満期により保険金額に相当する額の保険金を支払う。

2 前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

(保険期間)

第百十三條の十三 満期保険の保険期間は、政令で定める期間の範囲内において組合の保険約款で定める期間とする。

(解除)

第百十三條の十四 組合員は、何時でも（漁船の使用者たる組合員にあつては、当該漁船の所有者に対して当該組合員が満期保険の保険関係に關して有する權利義務を承継すべき旨の申出をした場合において、当該所有者がその承継を拒んだときに限り）、満期保険を解除することができる。

2 前項の解除は、将来に向つてのみその効力を生ずる。

(保険料不払による失効)

第百十三條の十五 組合員が、第百十三條の十一第四項の規定により保険料期間ごとに支払うべき保険料（保険約款の定めるところに従い当該保険料の分割支払がされる場合にあつては、当該保険料のうちその第一回の支払に係るもの）の支払をしないで農林水産省令で定める支払猶予期間を経過したときは、満期保険は、その効力を失う。

(払戻金の支払)

第百十三條の十六 組合員は、解除（第百九條において準用する保険法第二十八條第一項の規定による解除を除く。）その他政令で定める事由により満期保険の保険関係が消滅した場合には、組合に対し、当該保険につき支払つた積立保険料（支払期限の到来した未払積立保険料を含む。次項において同じ。）のうちの純保険料の額に百分の九十から百分の百までの間で農林水産省令で定める割合を乗じて得た額に相当する金額の払戻金を請求することができる。

2 組合員は、満期保険の保険の目的たる漁船が満期前の普通損害保険事故により全損した場合、満期保険の保険の目的たる漁船を満期前の普通損害保険事故により委付した場合又は満期保険の保険の目的たる漁船が満期前の普通損害保険事故により委付された場合には、組合の保険約款の定めるところにより、組合に対し、当該保険につき支払つた積立保険料のうちの純保険料の額から、当該保険についての既経過の保険料期間の数に応じ漁船の価額の通常の低下率として普通損害保険の危険区分に係る船質の区分ごとに農林水産省令で定める割合を乗じて得た額を差し引いて得た額に相当する金額を超えない額の払戻金を請求することができる。ただし、第百一條又は第百二條の規定により、組合が当該普通損害保険事故に係る損害をてん補する責めを負わない場合については、この限りでない。

3 第百十三條の七の規定は、満期保険の損害保険料につき準用する。

(保険関係の消滅)

第百十三條の十六の二 第百三十七條の四第一項の規定により中央会と組合との間に成立している満期保険に係る再保険関係が終了したときは、満期保険の保険関係は、消滅する。

2 前項の場合には、組合は、積立保険料のうちの純保険料及びまだ経過しない期間に対する付加保険料並びに損害保険料のうちまだ経過しない期間に対するものを払い戻さなければならない。

(時効)

第百十三条の十七 満期保険の保険金、払い戻すべき保険料及び払戻金の支払義務は五年、保険料及び追徴金の支払義務は一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第三節 漁船船主責任保険

(被保険者たる資格)

第百十四条 漁船船主責任保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者又は使用者とする。

(漁船船主責任保険の引受けの制限)

第百十五条 組合は、普通保険の申込人が併せてその申込みに係る普通保険の保険の目的たる漁船につき漁船船主責任保険を申し込む場合又は当該組合との間に普通保険の保険関係が成立している者(第百十一条の二第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))又は第百十一条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定によりその者から当該保険関係に關して有する権利義務を承継した者(被保険者としての権利義務のみを承継した者を除く。))を含む。が当該普通保険の保険の目的たる漁船につき漁船船主責任保険を申し込む場合でなければ、漁船船主責任保険の引受けをすることができない。

(保険関係に關する権利義務の承継)

第百十六条 漁船船主責任保険に係る漁船の譲受人は、併せて第百十一条の二第一項の規定により当該漁船を保険の目的とする普通保険の保険関係に關する権利義務を承継する場合(被保険者としての権利義務のみを承継する場合を除く。))に限り、組合に通知して、譲渡人が当該漁船に係る漁船船主責任保険の保険関係に關して有する権利義務(第百三十九条第二項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務を除く。))を承継することができる。ただし、その漁船船主責任保険の保険関係に關する権利義務が被保険者としての権利義務のみである場合は、この限りでない。

2 漁船船主責任保険に係る漁船につき、相続その他の包括承継又は遺贈があつた場合については、前項の規定を準用する。

第百十七条 漁船船主責任保険に係る漁船の所有者又は使用者は、併せて第百十一条の三第一項の規定により当該漁船に係る普通保険の保険関係に關する権利義務を承継する場合に限り、組合に通知して、所有者にあつては当該漁船の使用者たる組合員が当該漁船に係る漁船船主責任保険の保険関係に關して有する権利義務(第百三十九条第二項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務及び当該漁船の使用者たる組合員が被保険者として有する権利義務を除く。))を、使用者にあつては組合員が当該漁船に係る漁船船主責任保険の保険関係に關して有する権利義務(第百三十九条第二項又は第百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務及び当該漁船の所有者たる組合員が被保険者として有する権利義務を除く。))を承継することができる。

(保険金額)

第一百十八条 漁船船主責任保険の保険金額は、政令で定めるてん補すべき損害の区分（以下「てん補区分」という。）及び漁船船主責任保険に係る漁船の総トン数の区分に応じて農林水産大臣が定める金額を限度として、保険約款の定めるところにより、申込人が申し出た金額とする。

(組合のてん補責任)

第一百十九条 組合は、戦乱等によるものを除き、漁船船主責任保険に係る漁船の所有者又は使用者が、その所有し、若しくは所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の運航に伴つて生じた費用で自己が負担しなければならないものを負担し、又は当該漁船の運航に伴つて生じた損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害をてん補する。

2 前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

(保険関係の消滅)

第一百二十条 漁船船主責任保険の保険関係は、当該漁船船主責任保険に係る漁船を保険の目的とする普通保険の保険関係が消滅したときは、消滅する。ただし、当該普通保険の保険関係の消滅が漁船の全損又は委付によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合には、組合は、まだ経過しない期間に対する保険料を払い戻さなければならない。

(準用規定)

第二百一十一条 組合の漁船船主責任保険については、第一百一十一条、第一百一十一条の四、第一百三十三条第三項及び第四項、第一百三十三条の五、第一百三十三条の七並びに第一百三十三条の七の二並びに保険法第八条、第二十二條、第二十五条及び第九十五条（第三者のためにする損害保険契約等）の規定を準用する。この場合において、第一百一十一条中「普通保険再保険事業」とあるのは「漁船船主責任保険再保険事業」と、第一百一十一条の四中「漁船保険の保険の目的たる漁船」とあるのは「漁船船主責任保険に係る漁船の運航」と、第一百三十三条第三項中「その組合員」とあるのは「その組合員及びその組合員」と、「漁船」とあるのは「漁船（同条第五項に規定するものを除く。）」と、「普通保険」とあるのは「漁船船主責任保険」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第二百一十一条において準用する前項」と、第一百三十三条の四中「次の各号」とあるのは「てん補区分ごとに、次の各号」と、同条第一号中「普通損害保険」とあるのは「漁船船主責任保険」と、「の保険の目的たる」とあるのは「に係る」と、同条第二号中「普通損害保険」とあるのは「漁船船主責任保険」と、「（満期保険の満期前の普通損害保険事故により保険金を支払う保険の部分を含む。以下この号及び第三百三十八条の五第一項各号において同じ。）に係る危険率」とあるのは「に係る危険率」と、同条第三号中「普通損害保険」とあるのは「漁船船主責任保険」と、「第三百三十八条の五の規定により定まる当該組合の普通損害保険の」とあるのは「第三百三十八条の五第四項の規定により定まる」と、第一百三十三条の五中「普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四箇月」とあるのは「一年」と、第一百三十三条の七中「普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船」とあるのは「漁船船主責任保険に係る漁船の運航」と、第一百三十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは「漁船船主責任保険」と、同法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

第四節 漁船乗組船主保険

(被保険者たる資格)

第二百二十二条 漁船乗組船主保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者又は使用者であつて、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する漁船の乗組員であるものとする。

(漁船乗組船主保険の引受けの制限)

第二百二十三条 組合は、漁船船主責任保険の申込人であつてその申込みに係る漁船船主責任保険に係る漁船の乗組員であるものが併せて当該漁船に係る漁船乗組船主保険を申し込む場合又は当該組合との間に漁船船主責任保険の保険関係が成立している者（第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第一百七条の規定によりその者から当該保険関係に關して有する権利義務を承継した者を含む。）であつて当該保険に係る漁船の乗組員であるものが当該漁船に係る漁船乗組船主保険を申し込む場合でなければ、漁船乗組船主保険の引受けをすることができない。

(純保険料率)

第二百二十四条 漁船乗組船主保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率は、漁船乗組船主保険に係る危険率を基礎とし、当該組合の漁船乗組船主保険に係る純保険料及び再保険金の収入と保険金及び純再保険料の支出とが長期的に均衡を保つように定めなければならない。

(組合の保険金支払義務)

第二百二十五条 組合は、戦乱等によるものを除き、漁船乗組船主保険に係る漁船の所有者又は使用者であつて、その所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する当該漁船の乗組員であるものにつき当該漁船の運航に伴つて死亡その他の第三条第六項の農林水産省令で定める事故が生じた場合に一定の金額を支払う。

2 前項の規定により支払うべき金額の基準に關して必要な事項は、農林水産省令で定める。

(準用規定)

第二百二十六条 組合の漁船乗組船主保険については、第一百一十一条、第一百三十三条第三項及び第四項、第一百三十三条の五、第一百三十三条の七、第一百三十三条の二並びに第二百二十条（第一項ただし書を除く。）並びに保険法第九十五条（消滅時効）の規定を準用する。この場合において、第一百一十一条中「普通保険再保険事業」とあるのは「漁船乗組船主保険再保険事業」と、第一百三十三条第三項中「その組合員」とあるのは「その組合員及びその組合員」と、「漁船」とあるのは「漁船（同条第五項に規定するものを除く。）」と、「普通保険」とあるのは「漁船乗組船主保険」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「一年」と、「第二百二十六条において準用する前項」と、第一百三十三条の五中「普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四箇月」とあるのは「一年」と、第一百三十三条の七中「普通損害保険又は特殊保険の保険の目的たる漁船」とあるのは「漁船乗組船主保険に係る漁船の運航」と、第一百三十三条の七の二第二項中「普通損害保険」とあるのは「漁船乗組船主保険」と、第二百二十条第一項中「漁船船主責任保険に係る漁船を保険の目的とする普通保険」とある

のは「漁船乗組船主保険に係る漁船に係る漁船船主責任保険」と、同法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

第五節 漁船積荷保険

（被保険者たる資格）

第二百二十六条の二 漁船積荷保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船積荷の所有者とする。

（組合のてん補責任）

第二百二十六条の三 組合は、漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷につき、漁船積荷保険事故によつて生じた損害をてん補する。

2 前項の規定によりてん補すべき損害の範囲に關して必要な事項は、農林水産省令で定める。

（保険関係の消滅）

第二百二十六条の四 漁船積荷保険の保険関係は、当該漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷を積載した漁船を保険の目的とする普通保険の保険関係が消滅したときは、消滅する。ただし、当該普通保険の保険関係の当事者たる組合及び組合員の間に当該漁船につき当該普通保険の保険期間の終了日の翌日を保険期間の開始日とする普通保険の保険関係が成立したときは、この限りでない。

2 前項の場合には、第二百二十条第二項の規定を準用する。

（委付の原因）

第二百二十六条の五 次の場合には、被保険者は、漁船積荷保険の保険の目的たる漁船積荷を組合に委付して保険金の支払を請求することができる。

一 漁船積荷を積載した漁船が沈没したとき。

二 漁船積荷を積載した漁船の行方が知れなくなつたとき。

三 漁船積荷を積載した漁船が修繕することができなくなつたとき（漁船積荷が漁獲物その他の農林水産省令で定める物であるときは、当該漁船積荷を陸揚予定港に運搬することができなくなつたときに限る。）。

2 前項第三号の規定に該当する場合には、農林水産省令で定める。

（準用規定）

第二百二十六条の六 組合の漁船積荷保険については、第一百一十一条、第一百一十一条の四、第一百三十三条第三項及び第四項、第一百三十三条の五、第一百三十三条の七、第一百三十三条の七の二、第一百五十五条、第一百六条並びに第一百七十七条、商法第八百三十四条第一項、第八百三十六條第一項及び第二項、第八百三十七條第一項及び第二項並びに第八百三十八條から第八百四十一條まで（保険委付）並びに保険法第八条、第十五条、第二十四条、第二十五条及び

第九十五条（第三者のためにする損害保険契約等）の規定を準用する。この場合において、第百十一条中「普通保険再保険事業」とあるのは「漁船積荷保険再保険事業」と、第百十三条第三項中「その組合員」とあるのは「その組合員及びその組合員」と、「漁船」とあるのは「漁船（第五項に規定するものを除く。）に積載した漁船積荷」と、「普通保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第百二十六条の六において準用する前項」と、第百十三条の四第一号中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「目的たる漁船」とあるのは「目的たる漁船積荷」と、「漁船につき」とあるのは「漁船積荷につき」と、同条第二号中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「（満期保険の満期前の普通損害保険事故により保険金を支払う保険の部分を含む。以下この号及び第百三十八条の五第一項各号において同じ。）に係る危険率」とあるのは「に係る危険率」と、同条第三号中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、「定まる当該組合の」とあるのは「定まる」と、第百十三条の五中「普通損害保険にあつては一年とし、特殊保険にあつては四箇月」とあるのは「一年」と、第百十三条の七の二第一項中「普通損害保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、第百十五条中「漁船」とあるのは「漁船に積載した漁船積荷」と、「漁船船主責任保険」とあるのは「漁船積荷保険」と、商法第八百三十四条第一項中「六ヶ月間」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間」と、同法第八百三十六条第一項中「三ヶ月内」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間内」と、同条第二項中「第八百三十三条第一号、第三号及び第四号」とあるのは「漁船損害等補償法第百二十六条の五第一項第一号及び第三号」と、保険法第九十五条第二項中「保険料を請求する権利」とあるのは「保険料を請求する権利及び追徴金を請求する権利」と読み替えるものとする。

第四章 漁船保険中央会及びその普通保険再保険事業等

第一節 漁船保険中央会

（設立の目的）

第百二十七条 組合は、漁船保険事業等の健全な発達を図るとともに普通保険再保険事業等を行うことを目的として、漁船保険中央会を設立することができる。

（中央会の数）

第百二十八条 漁船保険中央会（以下「中央会」という。）は、全国を通じて一箇とする。

（設立）

第百二十九条 中央会を設立するには、五以上の組合が発起人とならなければならない。

（定款に記載すべき事項）

第百三十条 中央会の定款には、第二十一条第一項第一号から第六号まで及び第八号から第十二号までの事項並びに経費の賦課に関する事項を記載しなければならない。

(会員たる資格)

第百三十一条 中央会の会員たる資格を有する者は、組合とする。

2 会員たる資格を有する者が中央会に加入をしようとするときは、中央会は、正当な事由がないのにその加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(事業)

第百三十二条 中央会は、定款の定めるところにより、次の事業を行うものとする。

- 一 漁船保険等の保険料率の算出
- 二 漁船保険等に係る事故及び損害の発生の予防及び防止に関する事項の調査、指導及び助成
- 三 会員たる組合の委託によつてする漁船保険等の引受のための漁船の調査並びに当該保険に係る事故及び損害の調査
- 四 漁船保険等の普及宣伝
- 五 会員たる組合の職員の指導及び福利厚生
- 六 その他漁船保険事業等の健全な発達を図るための調査、指導及び助成
- 七 普通保険再保険事業
- 八 漁船船主責任保険再保険事業
- 九 漁船乗組船主保険再保険事業
- 十 漁船積荷保険再保険事業
- 十一 前各号の事業に附帯する事業

(保険料率)

第百三十三条 中央会は、定款の定めるところにより、会員たる組合に対して漁船保険等の保険料率の計算につき必要な資料の提出を求めることができる。

2 中央会が算出する漁船保険等の保険料率は、組合の漁船保険事業等の健全な発達を図るための合理的かつ妥当なものでなければならず、又不当に差別的なものであつてはならず、かつ、会員たる組合を拘束するものであつてはならない。

3 会員たる組合は、その漁船保険等の保険料率についての保険約款の変更につき農林水産大臣の認可を受けようとする場合においては、単独に、直接に、かつ、自己のためにこれをしなければならない。

4 中央会は、漁船保険等の保険料率を算出したときは、その主たる事務所に、算出した保険料率表及びその表の算出の基礎となつた資料を備えて置かなければならない。

5 会員たる組合は、中央会に対して前項の表及び資料の閲覧を求め、又はその表の写の交付を求めることができる。

(再保険約款の認可)

第百三十三条の二 中央会は、普通保険再保険事業等について、次の事項を記載した再保険約款を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

- 一 普通保険再保険事業等の細目に関する事項
 - 二 再保険金額に関する事項
 - 三 再保険料に関する事項
 - 四 再保険責任に関する事項
 - 五 普通保険再保険事業等の実施の方法に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項
- 2 前項の再保険約款は、同項の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(認可の基準)

第百三十三条の三 農林水産大臣は、再保険約款の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の認可をしてはならない。

- 一 法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反するとき。
- 二 不当に差別的であるとき。
- 三 組合に過重な負担を課するものであるとき。
- 四 普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業の健全かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがあるとき。

(再保険約款の変更の認可)

第百三十三条の四 中央会は、第百三十三条の二第一項の再保険約款の変更をしようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

- 2 前項の変更については、第百三十三条の二第二項及び前条の規定を準用する。

(建議等)

第百三十四条 中央会は、漁船損害等補償に関する重要事項につき、農林水産大臣の諮問に応じて答申する。

- 2 中央会は、漁船損害等補償に関する重要事項について、関係行政庁に建議することができる。

(経費の賦課)

第百三十五条 中央会は、定款の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

(役員の数及び選挙等)

第百三十六条 中央会に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、十人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

3 役員は、定款の定めるところにより、総会において選挙し、又は選任する。但し、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4 役員選挙は、無記名投票によつて行う。

5 投票は、一人につき一票とする。

6 中央会の理事の定数の少くとも五分の三は、会員たる組合の役員又は参事でない。但し、設立当時の理事の定数の少くとも五分の三は、設立の同意を申し出た組合の役員又は参事でない。

(総会の議決事項)

第百三十七条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 普通保険再保険事業等の再保険約款の設定又は変更

三 毎事業年度の事業計画の設定又は変更

四 経費の賦課及び徴収の方法

五 毎事業年度内における借入金の最高限度

六 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書

(漁船保険振興勘定)

第百三十七条の二 中央会は、漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十六号）附則第五項及び漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第五十五号）附則第三項の規定により交付を受けた交付金（当該交付金の運用によつて生じた利子等の運用利益金その他当該交付金の運用又は使用に伴い生ずる収入を含む。以下「交付金等」という。）に係る経理については、特別の勘定（以下「漁船保険振興勘定」という。）を設け、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

一 交付金等に係る収入

二 交付金等に係る支出

三 交付金等に係る財産の状況

2 中央会は、毎事業年度、農林水産省令の定めるところにより、漁船保険振興勘定の収支予算を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 中央会は、毎事業年度、農林水産省令の定めるところにより、漁船保険振興勘定の収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三箇月以内に農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(再保険事業に係る特別の勘定)

第三百三十七条の三 中央会は、普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係る經理については、他の經理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(解散の効果)

第三百三十七条の四 中央会が解散したときは、組合との間に成立している普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険に係る再保険関係は、すべて、終了する。

2 前項の場合には、中央会は、普通損害保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険及び漁船積荷保険にあつては、まだ経過しない期間に対する再保険料を、満期保険にあつては、積立保険料のうちの純再保険料及びまだ経過しない期間に対する付加再保険料並びに損害保険料に係る再保険料のうちまだ経過しない期間に対するものを払い戻さなければならない。

(残余財産の処分)

第三百三十七条の五 中央会が解散した場合において、清算人は、中央会の普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係るそれぞれの特別の勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、それぞれ、政令で定めるところにより、一定年間における組合の普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業の利用分量に应じて、組合にこれを分配しなければならない。

(組合の先取特権)

第三百三十七条の六 中央会から第三百三十八条の六の規定による再保険料の払戻し若しくは払戻金の支払又は再保険金の支払を受けるべき権利を有する組合は、同条の規定により払戻しを受けることができる再保険料の額若しくは支払を受けることができる払戻金の額又は第三百三十八条の七の規定による再保険金の額につき、中央会の財産について他の債権者に先立つて弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順序は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(事業報告書等の提出)

第三百三十七条の七 中央会は、毎事業年度、農林水産省令の定めるところにより、事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、当該事業年度の終了後三箇月以内に、農林水産大臣に提出しなければならない。

(常例検査)

第三百三十七条の八 農林水産大臣は、中央会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

(業務又は会計状況の検査)

第三百三十七条の九 組合が総組合の十分の一以上の同意を得て、中央会の普通保険再保険事業、漁船舶主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は再保険約款に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、農林水産大臣は、中央会のその請求に係る事業の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(準用規定)

第三百三十八条 中央会の人格等に関する事項については、第五条、第六条、第八条から第十条まで及び第十二条の規定を準用する。

2 中央会の設立に関する事項については、第十四条から第二十条まで及び第二十一条第二項の規定を準用する。この場合において、第十五条第一項中「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「定款作成の基本となるべき事項及び保険料率その他保険約款作成の基本となるべき事項」とあるのは「定款作成の基本となるべき事項」と、同条第二項中「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「地域組合にあつては十五人以上、業態組合にあつては五人以上」とあるのは「五組合以上」と、第十六条第一項及び第三項中「定款等作成委員」とあるのは「定款作成委員」と、「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、同条第四項中「定款及び保険約款」とあるのは「定款」と、同条第六項及び第七項の規定で準用する第二十九条第三項中「議決権」とあるのは「議決権又は選挙権」と、第十七条第一項及び第十八条第一項中「定款、保険約款」とあるのは「定款」と読み替えるものとする。

3 中央会の会員に関する事項については、第二十四条第一項及び第二項第三号から第五号まで、第二十六条、第二十七条第二項並びに第二十八条から第二十九条の二までの規定を準用する。この場合において、第二十四条第二項第三号中「死亡又は解散」とあるのは「解散」と、第二十七条第二項中「追徴金の支払及び保険金の削減」とあるのは「賦課金の支払」と読み替えるものとする。

4 中央会の管理に関する事項については、第三十条の二から第四十一条まで、第四十三条、第四十四条、第四十四条の三、第四十四条の四及び第四十九条の規定を準用する。この場合において、第三十九条第一項中「、損益計算書及び剰余金処分案又は不足金処理案」とあるのは、「及び損益計算書」と読み替えるものとする。

5 中央会の解散及び清算に関する事項については、第五十条第一項第一号、第二号、第四号及び第五号、同条第二項から第五項まで並びに第五十七条の二から第六十二条の五までの規定を準用する。この場合において、第五十条第四項中「組合員が、地域組合にあつては十五人未満、業態組合にあつては五人未満」とあるのは「会員が十五組合未満」と、第五十八条中「合併及び破産手続開始の決定」とあるのは「破産手続開始の決定」と読み替えるものとする。

6 中央会の登記に関する事項については、第六十三条から第六十六条まで、第六十九条、第七十条、第七十一条（第一項第二号を除く。）、第七十二条、第七十三条（ただし書を除く。）、第七十四条から第七十六条まで、第七十九条から第八十一条まで及び第八十三条の規定を準用する。この場合において、第六十九条中「第三号又は第四号」とあるのは「第四号」と、第七十四条中「漁船保険組合登記簿」とあるのは「漁船保険中央会登記簿」と読み替えるものとする。

7 中央会の監督に関する事項については、第八十四条から第八十七条までの規定を準用する。この場合において、第八十五条第一項中「会計」とあるのは「会計（普通保険再保険事業、漁船舶主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係るものを除く。）」と、

「定款若しくは保険約款」とあるのは「定款」と、第八十六条第一項中「第八十四条」とあるのは「第三百三十八条第七項において準用する第八十四条」と、「前条」とあるのは「同項において準用する前条若しくは第三百三十七条の八若しくは第三百三十七条の九」と読み替えるものとする。

第二節 普通保険再保険事業等

（再保険者）

第三百三十八条の二 中央会は、組合が普通保険事業、漁船船主責任保険事業、漁船乗組船主保険事業及び漁船積荷保険事業によつて被保険者及び一定の金額の支払を受けるべき者に対して負う保険責任の一部を再保険するものとする。

（再保険関係の当然成立）

第三百三十八条の三 組合とその組合員との間に普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険の保険関係が成立したときは、これによつて中央会と当該組合との間に当該保険に係る再保険関係が成立するものとする。

（再保険金額）

第三百三十八条の四 中央会と組合との間に成立する再保険関係に係る再保険金額（以下「中央会の再保険金額」という。）は、次のとおりとする。

- 一 普通損害保険に係るものにあつては、保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額
- 二 満期保険に係るものにあつては、満期による支払に係るものについては、保険金額に農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額とし、満期前の普通損害保険事故による支払に係るものについては、保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額
- 三 漁船船主責任保険に係るものにあつては、てん補区分ごとに、当該てん補区分に係る保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額
- 四 漁船乗組船主保険に係るものにあつては、保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額
- 五 漁船積荷保険に係るものにあつては、保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額

（純再保険料率）

第三百三十八条の五 普通損害保険に係る純再保険料率は、普通損害保険の危険区分及び組合ごとに、第二号の率と当該普通損害保険の危険区分の属する普通損害保険のトン数区分に係る当該組合の第一号の率とを合計して得た率とする。

一 政令で定める一定年間に於ける各年の組合ごと及び普通損害保険のトン数区分ごとの普通損害保険に係る危険率の一部で、台風その他の異常な天然現象に係る部分の率（次号において「天災危険率」という。）のうち、農林水産大臣が普通損害保険のトン数区分ごとに定める標準危険率を超えるもののその超える部分の率（次号において「異常危険率」という。）を基礎として、農林水産大臣が組合ごと及び普通損害保険のトン数区分ごとに定める一定率

二 前号の政令で定める一定年間における各年のすべての組合の普通損害保険のトン数区分ごとの普通損害保険に係る危険率（その各危険率のうちの天災危険率中に同号の標準危険率を超えるものがあるときは、当該危険率については、その率から当該危険率に係る異常危険率を控除した率とする。）を基礎として算定される普通損害保険のトン数区分ごとの全組合平均の通常の危険率を基準とし、農林水産大臣が、これに普通損害保険のトン数区分間の調整を施し、これを基礎として普通損害保険の危険区分ごとに定める一定率

2 満期保険に係る純再保険料率のうち満期前の普通損害保険事故による支払に係る部分の率は、当該満期保険の各保険料期間が始まる日において適用されている当該組合の普通損害保険に係る純再保険料率に、普通損害保険のトン数区分その他第百十三条の十一第二項の農林水産大臣が定める区分ごとに保険期間の期間に応じて農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率とする。

3 満期保険に係る純再保険料率のうち満期による支払に係る部分の率は、組合の保険約款で定められた満期保険の保険料率のうち、満期による支払に係る部分の純保険料に対応する部分の率と同率とする。

4 漁船船主責任保険に係る純再保険料率は、てん補区分ごとに、政令で定める一定年間における各年のすべての組合の漁船船主責任保険の危険区分（第百二十一条の規定により読み替えられた同条において準用する第百十三条の四に規定する漁船船主責任保険の危険区分をいう。以下同じ）に係るトン数区分（以下「漁船船主責任保険のトン数区分」という。）ごとの漁船船主責任保険に係る危険率を基礎として算定される漁船船主責任保険のトン数区分ごとの全組合平均の危険率を基準とし、農林水産大臣が、これに漁船船主責任保険のトン数区分間の調整を施し、これを基礎として漁船船主責任保険の危険区分ごとに定める一定率とする。

5 漁船乗組船主保険に係る純再保険料率は、組合の保険約款で定められた漁船乗組船主保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率と同率とする。

6 漁船積荷保険に係る純再保険料率は、中央会の再保険責任に係る危険に対応するものとして農林水産大臣の定めるところにより算定される率とする。

（再保険料の払戻し等）

第百三十八条の六 組合は、第五十一条第二項、第九十六条、第百十三条の七（第百十三条の十六第三項、第百二十一条、第百二十六条及び第百二十六条の六において準用する場合を含む。）、第百十三条の七の二第二項（第百二十一条、第百二十六条及び第百二十六条の六において準用する場合を含む。）、第百十三条の十六第一項若しくは第二項、第百十三条の十六の二第二項又は第百二十条第二項（第百二十六条及び第百二十六条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により組合員に保険料の払戻し又は払戻金の支払をすべきときは、中央会に対し、政令の定めるところにより、再保険料の払戻し又は払戻金の支払を請求することができる。

（再保険金）

第百三十八条の七 中央会が支払うべき再保険金の金額は、次のとおりとする。

一 普通損害保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険に係るものにあつては、組合が支払うべき保険金の金額に再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額

二 満期保険に係るものにあつては、組合が支払うべき保険金の金額に満期による支払に係るもの又は満期前の普通損害保険事故による支払に係るものの区分により、それぞれ再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額

三 漁船船主責任保険に係るものにあつては、てん補区分ごとに、組合が支払うべき当該てん補区分に係る保険金の金額に再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額

(組合の通知義務)

第百三十八条の八 組合は、普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険の保険関係が成立したときは、再保険約款の定めるところにより、当該保険関係に関する事項を中央会に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたとき、又は当該保険関係が消滅したときも、同様とする。

第百三十八条の九 組合は、普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険に係る事故が発生したと認めるときは、遅滞なく、再保険約款の定めるところにより、その旨を中央会に通知しなければならない。

(再保険の免責)

第百三十八条の十 次の場合には、中央会は、再保険約款の定めるところにより、支払うべき再保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

- 一 組合が法令又は保険約款に違反して保険金を支払ったとき。
- 二 組合が保険金の額を不当に認定して支払ったとき。
- 三 組合が不正の目的をもつて前二条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

(委付等による中央会の取得権利)

第百三十八条の十一 組合は、再保険約款の定めるところにより、委付によつて取得した一切の権利（特殊保険に係るものを除く。）の行使又は処分に関する事項を定めて中央会の承認を受けなければならない。

2 中央会が前項の承認をしたときは、中央会は、組合に対して再保険金額の全部につき再保険金を支払うものとする。

3 前項の規定により再保険金の支払を受けた組合は、委付によつて取得した一切の権利を行使し又は処分して得た金額からその行使又は処分に要した費用を控除した残額に、再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく、中央会に還付しなければならない。

4 第百十一条の六及び第百二十六条の六において準用する保険法第二十四条若しくは第二十五条第一項の規定又は第百二十一条において準用する同法第二十五条第一項の規定によつて組合が権利（特殊保険に係るものを除く。）を取得した場合には、前三項の規定を準用する。

(準用規定)

第百三十八条の十一 中央会の再保険については、第百六条及び第百七条並びに保険法第十一条及び第九十五条（危険の減少等）の規定を準用する。この場合において、第百六条中「漁船保険等」とあるのは、「普通保険に係る再保険、漁船船主責任保険に係る再保険、漁船乗組船主保険に係る再保険及び

漁船積荷保険に係る再保険」と読み替えるものとする。

第五章 政府の特殊保険再保険事業等

（再保険者）

第百三十八条の十二 政府は、組合が特殊保険事業によつて被保険者に対して負う保険責任並びに中央会が普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業によつて組合に対して負う再保険責任の一部を再保険するものとする。

（再保険関係の当然成立）

第百三十八条の十三 組合とその組合員との間に特殊保険の保険関係が成立したときは、これによつて政府と当該組合との間に特殊保険に係る再保険関係が成立するものとする。

2 中央会と組合との間に普通保険（満期保険の満期による支払に係る部分を除く。以下この項において同じ。）^{（一）}、漁船船主責任保険（政令で定めるてん補区分を除く。以下この項において同じ。）^{（二）}又は漁船積荷保険に係る再保険関係が成立したときは、これによつて、これらの保険（これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、てん補区分）ごとに、政府と中央会との間に、その保険責任の開始日が同一の会計年度に属する普通保険、漁船船主責任保険又は漁船積荷保険に係る再保険関係（以下「同一年度再保険関係」という。）に係る再保険責任を一体として、これにつき普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係る再保険関係が成立するものとする。

（再保険金額）

第百三十八条の十四 特殊保険に係る再保険金額は、保険金額に政令の定めるところにより農林水産大臣が定める割合を乗じて得た金額とする。

2 普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険金額は、これらの再保険事業に係る保険（これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、てん補区分）ごとに、同一年度再保険関係に係る中央会の再保険金額の合計額のうち、政令の定めるところにより中央会の再保険責任に係る危険の態様を勘案して農林水産大臣が定める方法により算定される金額（以下「中央会責任総再保険金額」という。）を超える部分の金額とする。

（再保険料率）

第百三十八条の十五 特殊保険に係る再保険料率は、組合の保険約款で定められた特殊保険の保険料率のうち純保険料に対応する部分の率と同率とする。

2 普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険料率は、これらの再保険事業に係る保険（これらのうち、漁船船主責任保険にあつては、てん補区分）ごとに、政府の再保険責任に係る危険に対応するものとして農林水産大臣の定めるところにより算定される率とする。

（再保険料の払戻し）

第百三十八条の十六 組合は、第五十一条第二項、第九十六条、第百十三条の七の規定により組合員に特殊保険の保険料の払戻しをすべきときは、政府に対し、政令の定めるところにより、再保険料の払戻しを請求することができる。

2 中央会は、第百三十八条の六の規定により再保険料の払戻しをしなければならないときは、政令の定めるところにより、政府に対し、再保険料の払戻しを請求することができる。

（再保険料の延滞金）

第百三十八条の十七 政府は、組合又は中央会が再保険料を納期日までに納付しなかつたときは、その組合又は中央会から、その未納付に係る金額につき、納期日の翌日から納付の日の前日までの日数に応じ、政令で定める割合をもつて計算した金額の延滞金を徴収することができる。

（再保険金）

第百三十八条の十八 政府が支払うべき再保険金の金額は、次のとおりとする。

一 特殊保険に係るものにあつては、組合が支払うべき保険金の金額に再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額

二 普通保険再保険事業、漁船舶主責任保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係るものにあつては、これらの再保険事業に係る保険（これらのうち、漁船舶主責任保険にあつては、てん補区分）ごとに、中央会が同一年度再保険関係につき支払うべき再保険金の合計額のうち、当該同一年度再保険関係に係る中央会責任総再保険金額を超える部分の金額に相当する金額

（組合等の通知義務）

第百三十八条の十九 組合又は中央会は、特殊保険の保険関係又は普通保険、漁船舶主責任保険若しくは漁船積荷保険に係る再保険関係が成立したときは、農林水産省令の定めるところにより、当該保険関係又は再保険関係に関する事項を農林水産大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたとき、又は当該保険関係若しくは再保険関係が消滅したときも、同様とする。

2 組合は、特殊保険に係る事故が発生したと認めるときは、遅滞なく、農林水産省令の定めるところにより、その旨を農林水産大臣に通知しなければならない。

3 中央会は、農林水産省令の定めるところにより、普通保険再保険事業、漁船舶主責任保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業に係る政府が行う再保険事業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要と認められる事項を農林水産大臣に通知しなければならない。

（委付等による政府の取得権利）

第百三十八条の二十 組合は、農林水産省令の定めるところにより、委付によつて取得した一切の権利（特殊保険に係るものに限る。）の行使又は処分に關する事項を定めて農林水産大臣の承認を受けなければならない。

2 農林水産大臣が前項の承認をしたときは、政府は、組合に対して再保険金額の全部につき再保険金を支払うものとする。

3 前項の規定により再保険金の支払を受けた組合は、委付によつて取得した一切の権利を行使し又は処分して得た金額からその行使又は処分に要した費用を控除した残額に、再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく、政府に還付しなければならない。

4 第百十一条の六において準用する保険法第二十四条又は第二十五条第一項の規定によつて組合が権利（特殊保険に係るものに限る。）を取得した場合については、前三項の規定を準用する。

（納付金）

第百三十八条の二十一 再保険金の支払を受けた中央会は、普通保険再保険事業、漁船舶主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業のそれぞれの再保険事業に係る保険（これらのうち、漁船舶主責任保険にあつては、てん補区分）ごとに、支払を受けた再保険金に係る同一年度再保険関係につき第百三十八条の十の第三項又は第四項の規定により取得した権利を行使し又は処分して得た金額からその行使又は処分に要した費用を控除した残額に、当該支払を受けた再保険金の金額の当該同一年度再保険関係につき支払った再保険金の金額の合計額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく、政府に納付しなければならない。

（審査の申立て）

第百三十八条の二十二 組合又は中央会は、政府が特殊保険再保険事業等として行う再保険に関する事項につき不服があるときは、農漁業保険審査会に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の審査の申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

（準用規定）

第百三十八条の二十三 政府が特殊保険再保険事業等として行う再保険については、第百三十八条の十並びに保険法第十一条及び第九十五条（危険の減少等）の規定を準用する。この場合において、第百三十八条の十の規定中「再保険約款」とあるのは「農林水産省令」と、「組合」とあるのは「組合又は中央会」と、「保険約款」とあるのは「保険約款若しくは再保険約款」と、「保険金」とあるのは「保険金又は再保険金」と、「前二条」とあるのは「第百三十八条の十九」と読み替えるものとする。

第六章 保険料の負担及び補助金の交付

（保険料の負担）

第百三十九条 国庫は、第百十二条第一項の規定により保険に付した漁船（政令で定めるものを除く。）及び同条第七項の規定によつて同条第一項の規定により普通損害保険に付されたものとみなされた漁船（政令で定めるものを除く。）並びにこれらの漁船以外の漁船のうち無動力漁船及び総トン数百トン未満の動力漁船で政令で定めるもの（以下「対象漁船」という。）について、組合員が支払うべき普通損害保険及び満期保険の純保険料（満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。）のうち、次の各号に掲げる額を合計した額に相当する額を負担する。

一 対象漁船に係る保険金額に、対象漁船が保険に付されている組合についての対象漁船のトン数に応ずる第三百三十八条の五第一項第一号に規定する一定率（次号において「異常部分の率」という。）を乗じて得た額

二 対象漁船に係る保険金額（政令で定めるものを除く。）に、対象漁船に係る保険料率のうち純保険料（満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。）に対応する部分の率から異常部分の率を控除した率を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第二欄に掲げる割合を乗じて得た額

2 国庫は、対象漁船に係る漁船舶主責任保険について、組合員が支払うべき当該保険の純保険料のうち、第三百三十八条の十三第二項の政令で定めるてん補区分を除くてん補区分に係る対象漁船の保険金額に対象漁船に係る当該てん補区分に係る漁船舶主責任保険の純保険料率（第二百二十一条の規定により読み替えられた同条において準用する第三百十三条の四第二号に規定する漁船舶主責任保険の純保険料率をいう。）を乗じて得た額に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。

3 国庫は、対象漁船に積載した漁船積荷を保険の目的とする漁船積荷保険について、組合員が支払うべき当該保険の純保険料のうち、当該純保険料に、別表の第一欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の第四欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額を負担する。

4 前三項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れる。

第三百三十九条の二 国庫は、加入区ごとに、その区域内に住所を有する者が所有する総トン数二十トン未満の指定漁船のうち、その総数の二分の一以上の隻数のものが政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険若しくは満期保険に付されており、かつ、その隻数が政令で定める一定数以上である加入区の区域内に住所を有する者が所有する漁船又は当該区域内に主たる根拠地を有する漁船で当該政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険又は満期保険に付されている次に掲げるもの（対象漁船を除く。）について、組合員が支払うべき普通損害保険、満期保険、漁船舶主責任保険又は漁船積荷保険の純保険料（満期保険にあつては、積立保険料に該当する部分を除く。）のうち、当該漁船が対象漁船であつたとした場合に前条の規定により負担すべき額の二分の一に相当する額を負担する。

一 無動力漁船

二 総トン数二十トン未満の動力漁船

2 前条第四項の規定は、前項の規定による負担金に相当する金額について準用する。

第四百四十条 第三百三十九条第一項から第三項まで及び前条第一項の規定による負担金は、組合員が組合に支払うべき保険料の一部に充てるため、当該組合に交付する。

2 前項の規定によつて組合に交付すべき交付金は、組合に交付するのに代えて、当該組合が中央会に支払うべき再保険料の一部に充てるべきものとして中央会に交付し、又は当該組合若しくは中央会が政府に支払うべき再保険料の全部若しくは一部に充てて、食料安定供給特別会計の再保険料収入に計上することができる。

（漁業協同組合事務費交付金の補助）

第四百四十一条 政府は、予算の範囲内において政令の定めるところにより、組合が第百十三条第四項（第百二十一条及び第百二十六条の六において準用する場合を含む。）の規定により漁業協同組合に対し交付する事務費交付金の一部を補助することができる。

2 前項の規定による補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れる。

（組合事務費補助金）

第四百四十二条 政府は、予算の範囲内において政令の定めるところにより、毎会計年度組合の事務費の一部を補助することができる。

（特殊保険再保険事業等に関する事務費の繰入れ）

第四百四十三条 政府は、特殊保険再保険事業等の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れるものとする。

第六章の二 雑則

（任意保険事業）

第四百四十三条の二 組合は、漁船保険事業等のほか、その実施に支障のない限りにおいて、任意保険事業を行うことができる。

（任意保険の定義）

第四百四十三条の三 この法律において「任意保険」とは、次に掲げる損害をてん補する保険であつて、この法律により行うものをいう。

一 漁船により漁獲され漁船以外の船舶で漁場から運搬中の漁獲物又はその製品につき、滅失、流失、損傷その他の事故により生じた損害

二 漁船の航行する水域においてスポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（政令で定めるものに限る。）の所有者又は使用者（所有権以外の権原に基づき船舶を使用する者をいう。以下この章において同じ。）の当該船舶の運航に伴つて生じた次に掲げる損害

イ 漁船その他の船舶又はその積荷の損害その他農林水産省令で定める損害につき自己の賠償責任に基づき賠償することによる損害

ロ 当該船舶又はその乗組員の捜索又は救助に要した費用（捜索又は救助を行う漁船その他の船舶の運航に伴つて生じたものに限る。）で当該船舶の所有者又は使用者が負担しなければならないものを負担することによる損害

（任意保険事業に係る保険約款）

第四百四十三条の四 組合が任意保険事業を行う場合には、任意保険事業に係る保険約款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 任意保険事業の細目に関する事項
- 二 任意保険事業の保険金額に関する事項
- 三 任意保険事業の保険料率に関する事項

- 四 任意保険事業の保険責任に関する事項
- 五 任意保険事業の実施の方法に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

第四百四十三条の五 組合は、任意保険事業に係る保険約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

2 任意保険事業に係る保険約款については、第四十四条の二第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、第四十四条の二第一項中「保険約款の変更」とあるのは「任意保険事業に係る保険約款の設定又は変更」と読み替えるものとする。

(任意保険事業を行う組合)

第四百四十三条の六 任意保険事業を行う組合についての第三十一条の二第一項、第三十八条第一項、第四十条第二項、第五十一条、第八十五条及び第八十六条の規定の適用については、これらの規定（第五十一条及び第八十六条第二項を除く。）中「保険約款」とあるのは「保険約款（任意保険事業に係る保険約款を含む。）」と、第五十一条第一項中「保険関係」とあるのは「保険関係並びに当該組合に係る任意保険の保険契約」と、同条第二項中「満期保険を除く。）」とあるのは「満期保険を除く。）」及び任意保険」と、第八十六条第二項中「命令」とあるのは「命令（任意保険事業に係るものを除く。）」とする。

(被保険者たる資格)

第四百四十三条の七 任意保険の被保険者たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 第四百四十三条の三第一号に掲げる損害に係るものにあつては、漁獲物又はその製品の所有者
- 二 第四百四十三条の三第二号に掲げる損害に係るものにあつては、小型の船舶の所有者又は使用者

(組合のてん補責任)

第四百四十三条の八 組合は、任意保険に係る第四百四十三条の三各号に掲げる損害をてん補する。

(組合の免責事由)

第四百四十三条の九 次の場合には、組合は、任意保険に係るてん補すべき損害の額の全部又は一部につき、そのてん補すべき責めを免れることができる。

- 一 事故が、法令に違反して、第四百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係る漁船以外の船舶、同条第二号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係る小型の船舶を運航した場合に生じたとき。
- 二 任意保険事業に係る保険約款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険契約者が、正当な理由がないのに保険料のうちその第二回以降の支払に係るものの支払を遅滞したとき。
- 三 保険契約者又は被保険者が、第四百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係る漁船以外の船舶若しくはその運航又は当該

保険の保険の目的たる漁獲物及びその製品、同条第二号に掲げる損害に係る保険にあつては当該保険に係る小型の船舶若しくはその運航につき、通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つたとき。

四 保険契約者又は被保険者が、第四百四十三条の十一第一項において準用する第九十七条の規定による通知を著しく遅滞したため、損害の状況の認定が困難となつたとき。

五 保険契約者又は被保険者が、第四百四十三条の十一第一項において準用する第九十八条第一項の規定による通知を怠り、又は同条第二項の規定による組合の指示に従わなかつたとき。

六 保険契約者又は被保険者が、第四百四十三条の十一第一項において準用する第九十九条の規定による調査を拒み、又は指示に従わなかつたとき。

(保険金額の最高額の制限)

第四百四十三条の十 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、任意保険事業の保険金額について、その最高額を定めることができる。この場合には、任意保険事業の保険金額は、当該金額を超えてはならない。

(任意保険事業についての準用)

第四百四十三条の十一 任意保険事業については、第八十九条から第九十二条まで、第九十三条第一項、第九十四条、第九十六条から第九十九条まで、第一百条から第一百三条まで、第一百六条及び第一百七条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項に定めるもののほか、任意保険事業については、第三章第二節、第四節及び第五節の規定のうち政令で定めるものを、政令で定めるところにより準用する。

3 第四百四十三条の三第一号に掲げる損害に係る任意保険事業については、商法第八百三十四条第一項、第八百三十六条第一項及び第二項、第八百三十七条第一項及び第二項並びに第八百三十八条から第八百四十一条まで（保険委付）並びに保険法第四条、第八条、第十一条、第十五条、第二十四条、第二十五条、第二十八条、第三十一条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）並びに第九十五条（告知義務等）の規定を準用する。

4 第四百四十三条の三第二号に掲げる損害に係る任意保険事業については、保険法第四条、第八条、第十一条、第二十二条、第二十五条、第二十八条、第三十一条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）並びに第九十五条（告知義務等）の規定を準用する。

(任意保険に係る事業を行う中央会)

第四百四十三条の十二 中央会は、第三百三十二条に掲げる事業のほか、定款の定めるところより、次の事業を行うものとする。

- 一 任意保険の保険料率の算出
- 二 任意保険に係る事故及び損害の発生の予防及び防止に関する事項の調査、指導及び助成
- 三 会員たる組合の委託によつてする任意保険の引受のための漁船その他の船舶の調査並びに当該保険に係る事故及び損害の調査
- 四 任意保険の普及宣伝
- 五 その他任意保険事業の健全な発達を図るための調査、指導及び助成

六 任意保険再保険事業

七 前各号の事業に附帯する事業

2 任意保険の保険料率については、第三百三十三条の規定を準用する。

(再保険者)

第四百四十三条の十三 中央会は、組合が任意保険事業によつて被保険者に対して負う保険責任の一部を再保険するものとする。

(任意保険再保険事業に係る再保険約款)

第四百四十三条の十四 中央会は、任意保険再保険事業に係る再保険約款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 任意保険再保険事業の細目に関する事項
- 二 任意保険再保険事業の再保険金額に関する事項
- 三 任意保険再保険事業の再保険料に関する事項
- 四 任意保険再保険事業の再保険責任に関する事項
- 五 任意保険再保険事業の実施の方法に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

第四百四十三条の十五 中央会は、任意保険再保険事業に係る再保険約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

2 任意保険再保険事業に係る再保険約款については、第三百三十三条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第三百三十三条の二第一項の再保険約款の変更」とあるのは、「任意保険再保険事業に係る再保険約款の設定又は変更」と読み替えるものとする。

(任意保険再保険事業を行う中央会)

第四百四十三条の十六 任意保険再保険事業を行う中央会についての第三百三十七条の三から第三百三十七条の五まで、第三百三十七条の六第一項及び第三百三十七条の九の規定の適用については、第三百三十七条の三中「又は漁船積荷保険再保険事業」とあるのは「若しくは漁船積荷保険再保険事業又は任意保険再保険事業」と、第三百三十七条の四中「漁船積荷保険」とあるのは「漁船積荷保険並びに任意保険」と、第三百三十七条の五中「又は漁船積荷保険再保険事業」とあるのは「若しくは漁船積荷保険再保険事業又は任意保険再保険事業」と、第三百三十八条の六第一項中「第三百三十八条の六」とあるのは「第三百三十八条の七」とあるのは「第三百三十八条の七(第四百四十三条の十八において準用する場合を含む。)」と、第三百三十七条の九中「又は漁船積荷保険再保険事業」とあるのは「若しくは漁船積荷保険再保険事業又は任意保険再保険事業」と、「再保険約款」とあるのは「再保険約款(任意保険再保険事業に係る再保険約款を含む。)」とする。

第四百四十三条の十七 任意保険再保険事業を行う中央会についての第三百三十八条第四項において準用する第三十一条の二第一項、第三十八条第一項及び第

四十条第二項並びに第三百三十八条第七項において準用する第八十五条及び第八十六条の規定の適用については、これらの規定（第三百三十八条第七項で準用する第八十六条第二項を除く。）中「保険約款」とあるのは「再保険約款（任意保険再保険事業に係る再保険約款を含む。）」と、第三百三十八条第七項で準用する第八十六条第二項中「命令」とあるのは「命令（任意保険再保険事業に係るものを除く。）」とする。

（任意保険再保険事業についての準用）

第四百三十三条の十八 任意保険再保険事業については、第六十六条、第六十七条、第三百三十八条の三、第三百三十八条の六から第三百三十八条の十の二まで及び第四百三十三条の十並びに保険法第十一条及び第九十五条（危険の減少等）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（事務の区分）

第四百三十三条の十九 この法律（第八十八条を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第七章 罰則

第四百四十四条 第八十四条（第三百三十八条第七項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第八十五条（第三百三十八条第七項において準用する場合を含む。）、第三百三十七条の八若しくは第三百三十七条の九の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 組合又は中央会の代表者又は代理人、職員その他の従業者がその組合又は中央会の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その組合又は中央会に対しても同項の刑を科する。但し、組合又は中央会の役員がその違反行為を防止するため相当の注意を怠らなかつたことの証明があつたときは、この限りでない。

第四百四十五条 次の場合には、組合又は中央会の役員又は清算人を二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合にその認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 この法律による登記をすることを怠つたとき。
- 三 組合又は中央会がこの法律の規定により行うことができる事業以外の事業を行つたとき。
- 四 第二十六条第二項（第三百三十八条第三項において準用する場合を含む。）又は第四十条第五項（第四十六条第九項及び第三百三十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 五 第三十二条（第三百三十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- 六 第三十四条第一項、第三十五条第一項若しくは第三十六条（これらの規定を第三百三十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第三百三十七条の五の規定に違反したとき。

七 第三十八条第一項若しくは第二項若しくは第三十九条第一項（これらの規定を第三十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十八条第三項若しくは第三十九条第二項（これらの規定を第三十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧を拒んだとき。

八 第五十三条又は第五十四条第一項若しくは第四項の規定に違反して組合の合併をしたとき。

九 第五十九条又は第六十一条（これらの規定を第三十八条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十 第五十九条の二第一項（第三百三十八条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十一 第五十九条の二第二項又は第五十九条の四第一項（第三百三十八条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十二 第五十九条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十三 第六十条（第三百三十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して財産を分配したとき。

十四 第六十三条（第四百三十三条の十一第一項において準用する場合を含む。）又は第三百三十七条の三の規定に違反したとき。

十五 法令又は定款に違反して保険金の額を削減し、又は剰余金を処分したとき。

十六 第六十六条又は第一百七十条（これらの規定を第三百三十八条の十一、第四百三十三条の十一第一項及び第四百三十三条の十八において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十七 第三百三十七条の七の規定に違反して同条に規定する書類を作成せず、その書類に虚偽の記載をし、又はその書類を提出しなかつたとき。

第四百四十六条 第八条第二項（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 政府は、当分の間、満期保険に付した漁船の所有者のうち政令で定める者に対し、政令の定めるところにより、満期保険加入奨励金を交付することができる。

3 前項の規定により交付する満期保険加入奨励金に相当する金額は、毎会計年度、予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険特別会計に繰り入れる。

4 第三百三十九条第一項及び第三百三十九条の二第一項の規定の適用については、当分の間、別表中「百分の五十五」とあるのは、「百分の六十」とする。

5 中央会は、当分の間、第三百三十二条に規定する業務のほか、定款の定めるところにより、組合が行う漁船船主責任保険事業及び漁船積荷保険事業の円滑な運営に資するため、組合が漁船船主責任保険によつて被保険者に対して負う保険責任のうち漁船船主責任保険再保険事業によつては再保険されない部分を再保険する事業（以下「漁船船主責任保険補完再保険事業」という。）及び組合が漁船積荷保険によつて被保険者に対して負う保険責任のうち漁

6 中央会は、前項の規定により漁船舶主責任保険補完再保険事業又は漁船積荷保険補完再保険事業を行う場合には、当該事業に係る経理については、他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

7 中央会が、附則第五項の規定により漁船舶主責任保険補完再保険事業又は漁船積荷保険補完再保険事業を行う場合には、第百六条、第百七条、第百三十三条の二から第百三十三条の四まで及び第百三十七条の四の規定を準用する。この場合において、第百六条中「漁船保険等」とあり、第百三十三条の二第一項第一号及び第五号中「普通保険再保険事業等」とあり、並びに第百三十三条の三第四号中「普通保険再保険事業、漁船舶主責任保険再保険事業、漁船乗組船主保険再保険事業又は漁船積荷保険再保険事業」とあるのは、「漁船舶主責任保険補完再保険事業又は漁船積荷保険補完再保険事業」と読み替えるものとする。

8 中央会が附則第五項の規定により漁船舶主責任保険補完再保険事業又は漁船積荷保険補完再保険事業を行う場合における第百四十五条、第十四号及び第十六号の規定の適用については、同条第十四号中「又は第百三十七条の三」とあるのは、「第百三十七条の三又は附則第六項」と、同条第十六号中「及び第百四十三条の十八」とあるのは、「第百四十三条の十八及び附則第七項」とする。

別表（第百三十九条関係）

無動力漁船	百分の六十	百分の三十五	百分の二十
総トン数五トン未満の動力漁船	百分の五十五	百分の三十五	百分の二十
総トン数五トン以上二十トン未満の動力漁船	百分の五十	百分の三十	百分の二十
総トン数二十トン以上五十トン未満の動力漁船	百分の四十五	百分の二十	百分の十五
総トン数五十トン以上百トン未満の動力漁船	百分の四十	百分の十五	百分の十

○ 漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第四十六号）（抄）

附 則

5 政府は、漁船保険事業の健全な発達を図るため、漁船保険中央会に対し、その行なう改正後の漁船損害補償法第百三十二条第二号、第四号及び第六号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）に必要な経費の財源の一部として、昭和四十一年度において、漁船再保険特別会計から、十二億円を限り、交付金を交付する。

○ 漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第五十五号）（抄）

附 則

- 3 政府は、漁船保険事業の健全な発達を図るため、漁船保険中央会に対し、その行なう漁船損害補償法第百三十二条第二号、第四号及び第六号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）に必要な経費の財源の一部として、昭和四十八年度において、漁船再保険及漁業共済保険特別会計から、三十五億円を限り、交付金を交付する。

○ 漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「漁船」とは、左の各号の一に該当する日本船舶をいう。

- 一 もっぱら漁業に従事する船舶
 - 二 漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの
 - 三 もっぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶
 - 四 もっぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であつて漁ろう設備を有するもの
- 2・3 （略）

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（抄）

（代表者の行為についての損害賠償責任）

第七十八条 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

○ 会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（支配人の代理権）

- 第十一条 支配人は、会社に代わつてその事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- 2 （略）
- 3 支配人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(支配人の競業の禁止)

第十二条 支配人は、会社の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 自ら営業を行うこと。
 - 二 自己又は第三者のために会社の事業の部類に属する取引をすること。
 - 三 他の会社又は商人（会社を除く。第二十四条において同じ。）の使用人となること。
 - 四 他の会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。
- 2 支配人が前項の規定に違反して同項第二号に掲げる行為をしたときは、当該行為によって支配人又は第三者が得た利益の額は、会社に生じた損害の額と推定する。

(表見支配人)

第十三条 会社の本店又は支店の事業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該本店又は支店の事業に関し、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。

(清算人の就任)

第四百七十八条 次に掲げる者は、清算株式会社清算人となる。

- 一 取締役（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）

- 二・三 (略)

- 2・8 (略)

(清算株式会社の代表)

第四百八十三条 (略)

- 2・3 (略)

4 第四百七十八条第一項第一号の規定により取締役が清算人となる場合において、代表取締役を定めていたときは、当該代表取締役が代表清算人となる。

- 5・6 (略)

(支店の所在地における登記)

第九百三十条 (略)

2 支店の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、支店の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに支店を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

- 一 商号

- 二 本店の所在場所
 - 三 支店（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所
- 3 （略）

○ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（抄）

（登記所）

第一条の三 登記の事務は、当事者の営業所の所在地を管轄する法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所（以下単に「登記所」という。）がつかさどる。

（事務の委任）

第二条 法務大臣は、一の登記所の管轄に属する事務を他の登記所に委任することができる。

（事務の停止）

第三条 法務大臣は、登記所においてその事務を停止しなければならない事由が生じたときは、期間を定めて、その停止を命ずることができる。

（登記官）

第四条 登記所における事務は、登記官（登記所に勤務する法務事務官のうちから、法務局又は地方法務局長が指定する者をいう。以下同じ。）が取り扱う。

（登記官の除斥）

第五条 登記官又はその配偶者若しくは四親等内の親族（配偶者又は四親等内の親族であつた者を含む。以下この条において同じ。）が登記の申請人であるときは、当該登記官は、当該登記をすることができない。登記官又はその配偶者若しくは四親等内の親族が申請人を代表して申請するときも、同様とする。

（会社法人等番号）

第七条 登記簿には、法務省令で定めるところにより、会社法人等番号（特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号をいう。第十九条の三において同じ。）を記録する。

（登記簿等の持出禁止）

第七条の二 登記簿及びその附属書類（第十七条第四項に規定する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）及び第十九条の二に規定する登記の申請書に添付すべき電磁的記録（以下「第十九条の二に規定する電磁的記録」という。）を含む。以下この条、第九条、第十一条の二、第四百十条及び第四百一条において同じ。）は、事変を避けるためにする場合を除き、登記所外に持ち出してはならない。ただし、登記簿の附属書類については、裁判所の命令又は嘱託があつたときは、この限りでない。

（登記簿の滅失と回復）

第八条 登記簿の全部又は一部が滅失したときは、法務大臣は、一定の期間を定めて、登記の回復に必要な処分を命ずることができる。

（登記簿等の滅失防止）

第九条 登記簿又はその附属書類が滅失するおそれがあるときは、法務大臣は、必要な処分を命ずることができる。

（登記事項証明書の交付等）

第十条 何人も、手数料を納付して、登記簿に記録されている事項を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 前項の交付の請求は、法務省令で定める場合を除き、他の登記所の登記官に対してもすることができ。

3 登記事項証明書の記載事項は、法務省令で定める。

（登記事項の概要を記載した書面の交付）

第十一条 何人も、手数料を納付して、登記簿に記録されている事項の概要を記載した書面の交付を請求することができる。

（附属書類の閲覧）

第十一条の二 登記簿の附属書類の閲覧について利害関係を有する者は、手数料を納付して、その閲覧を請求することができる。この場合において、第十条第四項に規定する電磁的記録又は第十九条の二に規定する電磁的記録に記録された情報の閲覧は、その情報の内容を法務省令で定める方法により表示したものを閲覧する方法により行う。

（印鑑証明）

第十二条 第二十条の規定により印鑑を登記所に提出した者又は支配人、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により会社につき選任された破産管財人若しくは保全管理人、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により会社につき選任された管財人若しくは保全管理人、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定により選任された管財人若しくは保全管理人若しくは外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律

第二百二十九号)の規定により会社につき選任された承認管財人若しくは保全管理人でその印鑑を登記所に提出した者は、手数料を納付して、その印鑑の証明書の交付を請求することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の証明書に準用する。

(電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明)

第十二条の二 前条第一項に規定する者(以下この条において「印鑑提出者」という。)は、印鑑を提出した登記所が法務大臣の指定するものであるときは、この条に規定するところにより次の事項(第二号の期間については、法務省令で定めるものに限る。)の証明を請求することができる。ただし、代表権の制限その他の事項でこの項の規定による証明に適しないものとして法務省令で定めるものがあるときは、この限りでない。

一 電磁的記録に記録することができる情報が印鑑提出者の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該情報が他の情報に改変されているかどうかを確認することができる等印鑑提出者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして法務省令で定めるものについて、当該印鑑提出者が当該措置を講じたものであることを確認するために必要な事項

二 この項及び第三項の規定により証明した事項について、第八項の規定による証明の請求をすることができる期間

2 前項の規定による証明の請求は、同項各号の事項を明らかにしてしなければならない。

3 第一項の規定により証明を請求した印鑑提出者は、併せて、自己に係る登記事項であつて法務省令で定めるものの証明を請求することができる。

4 第一項の規定により証明を請求する印鑑提出者は、政令で定める場合を除くほか、手数料を納付しなければならない。

5 第一項及び第三項の規定による証明は、法務大臣の指定する登記所の登記官がする。ただし、これらの規定による証明の請求は、第一項の登記所を経由してしなければならない。

6 第一項及び前項の指定は、告示してしなければならない。

7 第一項の規定により証明を請求した印鑑提出者は、同項第二号の期間中において同項第一号の事項が当該印鑑提出者が同号の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項でなくなつたときは、第五項本文の登記所に対し、第一項の登記所を経由して、その旨を届け出ることができる。

8 何人でも、第五項本文の登記所に対し、次の事項の証明を請求することができる。

一 第一項及び第三項の規定により証明した事項の変更(法務省令で定める軽微な変更を除く。)の有無

二 第一項第二号の期間の経過の有無

三 前項の届出の有無及び届出があつたときはその年月日

四 前三号に準ずる事項として法務省令で定めるもの

9 第一項及び第三項の規定による証明並びに前項の規定による証明及び証明の請求は、法務省令で定めるところにより、登記官が使用する電子計算機と請求をする者が使用する電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法その他の方法によつて行うものとする。

10 前項に規定する証明及び証明の請求については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(手数料)

第十三条 第十条から前条までの手数料の額は、物価の状況、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。

2 第十条から前条までの手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、法務省令で定める方法で登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付を請求するときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

(当事者申請主義)

第十四条 登記は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、当事者の申請又は官庁の嘱託がなければ、することができない。

(嘱託による登記)

第十五条 第五条、第十七条から第十九条の二まで、第二十一条、第二十二条、第二十三条の二、第二十四条、第四十八条から第五十条まで（第九十五条、第百十一条及び第百十八条において準用する場合を含む。）、第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第七十八条第一項及び第三項、第八十二条第二項及び第三項、第八十三条、第八十七条第一項及び第二項、第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条、第百三十二条並びに第百三十四条の規定は、官庁の嘱託による登記の手続について準用する。

(登記申請の方式)

第十七条 登記の申請は、書面で行わなければならない。

2 申請書には、次の事項を記載し、申請人又はその代表者（当該代表者が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者）若しくは代理人が記名押印しなければならない。

一 申請人の氏名及び住所、申請人が会社であるときは、その商号及び本店並びに代表者の氏名又は名称及び住所（当該代表者が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者の氏名及び住所を含む。）

二 代理人によつて申請するときは、その氏名及び住所

三 登記の事由

四 登記すべき事項

五 登記すべき事項につき官庁の許可を要するときは、許可書の到達した年月日

六 登録免許税の額及びこれにつき課税標準の金額があるときは、その金額

七 年月日

八 登記所の表示

3 会社の支店の所在地においてする登記の申請書には、その支店をも記載しなければならない。

4 第二項第四号に掲げる事項又は前項の規定により申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録が法務省令で定める方法により提供されたときは、前二項の規定にかかわらず、申請書には、当該電磁的記録に記録された事項を記載することを要しない。

(申請書の添付書面)

第十八条 代理人によつて登記を申請するには、申請書（前条第四項に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）にその権限を証する書面を添付しなければならない。

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添附しなければならない。

(申請書に添付すべき電磁的記録)

第十九条の二 登記の申請書に添付すべき定款、議事録若しくは最終の貸借対照表が電磁的記録で作られているとき、又は登記の申請書に添付すべき書面につきその作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を記録した電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を当該申請書に添付しなければならない。

(添付書面の特例)

第十九条の三 この法律の規定により登記の申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書は、申請書に会社法人等番号を記載した場合その他の法務省令で定める場合には、添付することを要しない。

(印鑑の提出)

第二十条 登記の申請書に押印すべき者は、あらかじめ、その印鑑を登記所に提出しなければならない。改印したときも、同様とする。

2 前項の規定は、委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者について適用する。

3 前二項の規定は、会社の支店の所在地においてする登記の申請については、適用しない。

(受付)

第二十一条 登記官は、登記の申請書を受け取つたときは、受付帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受付の年月日及び受付番号を記載し、申請書に受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。

2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする登記の申請については、前項の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。

3 登記官は、二以上の登記の申請書を同時に受け取つた場合又は二以上の登記の申請書についてこれを受け取つた時の前後が明らかでない場合には、受付帳にその旨を記載しなければならない。

(受領証)

第二十二条 登記官は、登記の申請書その他の書面（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。）を受け取った場合において、申請人の請求があつたときは、受領証を交付しなければならない。

（登記の順序）

第二十三条 登記官は、受附番号の順序に従つて登記をしなければならない。

（登記官による本人確認）

第二十三条の二 登記官は、登記の申請があつた場合において、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、次条の規定により当該申請を却下すべき場合を除き、申請人又はその代表者若しくは代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない。

2 登記官は、前項に規定する申請人又はその代表者若しくは代理人が遠隔の地に居住しているとき、その他相当と認めるときは、他の登記所の登記官に同項の調査を囑託することができる。

（申請の却下）

第二十四条 登記官は、次の各号のいずれかに掲げる事由がある場合には、理由を付した決定で、登記の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

一 申請に係る当事者の営業所の所在地が当該申請を受けた登記所の管轄に属しないとき。

二 申請が登記すべき事項以外の事項の登記を目的とするとき。

三 申請に係る登記がその登記所において既に登記されているとき。

四 申請の権限を有しない者の申請によるとき。

五 第二十一条第三項に規定する場合において、当該申請に係る登記をすることにより同項の登記の申請書のうち他の申請書に係る登記をすることができなくなるとき。

六 申請書がこの法律に基づく命令又はその他の法令の規定により定められた方式に適合しないとき。

七 第二十条の規定による印鑑の提出がないとき、又は申請書、委任による代理人の権限を証する書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書に押された印鑑が第二十条の規定により提出された印鑑と異なるとき。

八 申請書に必要な書面（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。）を添付しないとき。

九 申請書又はその添付書面（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。以下同じ。）の記載又は記録が申請書の添付書面又は登記簿の記載又は記録と合致しないとき。

十 登記すべき事項につき無効又は取消しの原因があるとき。

十一 申請につき経由すべき登記所を経由しないとき。

十二 同時にすべき他の登記の申請を同時にしないとき。

十三 申請が第二十七条の規定により登記することができない商号の登記を目的とするとき。

十四 申請が法令の規定により使用を禁止された商号の登記を目的とするとき。

十五 商号の登記を抹消されている会社が商号の登記をしないで他の登記を申請したとき。

十六 登録免許税を納付しないとき。

(提訴期間経過後の登記)

第二十五条 登記すべき事項につき訴えをもつてのみ主張することができ無効又は取消しの原因がある場合において、その訴えがその提起期間内に提起されなかったときは、前条第十号の規定は、適用しない。

2 前項の場合の登記の申請書には、同項の訴えがその提起期間内に提起されなかったことを証する書面及び登記すべき事項の存在を証する書面を添付しなければならない。この場合には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

3 会社は、その本店の所在地を管轄する地方裁判所に、第一項の訴えがその提起期間内に提起されなかったことを証する書面の交付を請求することができる。

(行政区画等の変更)

第二十六条 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があつたときは、その変更による登記があつたものとみなす。

(同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止)

第二十七条 商号の登記は、その商号が他人の既に登記した商号と同一であり、かつ、その営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）の所在場所が当該他人の商号の登記に係る営業所の所在場所と同一であるときは、することができない。

第四十五条 会社の支配人の選任の登記の申請書には、支配人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 会社の支配人の代理権の消滅の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。

(支店所在地における登記)

第四十八条 本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請書には、本店の所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない。この場合においては、他の書面の添付を要しない。

2 支店の所在地において会社法第九百三十条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には、会社成立の年月日並びに支店を設置し又は移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

第四十九条 法務大臣の指定する登記所の管轄区域内に本店を有する会社が本店及び支店の所在地において登記すべき事項について支店の所在地においてする登記の申請は、その支店が法務大臣の指定する他の登記所の管轄区域内にあるときは、本店の所在地を管轄する登記所を経由してすることができる。

- 2 前項の指定は、告示してしなければならない。
- 3 第一項の規定による登記の申請と本店の所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。
- 4 申請書の添付書面に関する規定は、第一項の規定による登記の申請については、適用しない。
- 5 第一項の規定により登記を申請する者は、手数料を納付しなければならない。
- 6 前項の手数料の額は、物価の状況、次条第二項及び第三項の規定による通知に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。
- 7 第十三条第二項の規定は、第五項の規定による手数料の納付に準用する。

第五十条 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の登記の申請について第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、その申請を却下しなければならない。前条第五項の手数料を納付しないときも、同様とする。

2 本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第一項の場合において、本店の所在地において登記すべき事項を登記したときは、遅滞なく、同項の登記の申請があつた旨を支店の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。ただし、前項の規定によりその申請を却下したときは、この限りでない。

3 前項本文の場合において、前条第一項の登記の申請が設立の登記の申請であるときは、本店の所在地を管轄する登記所においては、会社成立の年月日をも通知しなければならない。

4 前二項の規定による通知があつたときは、当該支店の所在地を管轄する登記所の登記官が前条第一項の登記の申請書を受け取つたものとみなして、第二十一条の規定を適用する。

(本店移転の登記)

第五十一条 本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合の新所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

第二十条第一項又は第二項の規定により新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出も、同様とする。

2 前項の登記の申請と旧所在地における登記の申請とは、同時にしなければならない。

3 第一項の登記の申請書には、第十八条の書面を除き、他の書面の添付を要しない。

第五十二条 旧所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の場合を除き、遅滞なく、前条第一項の登記の申請書及びその添付書面並びに同項の印鑑を新所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

3 新所在地を管轄する登記所においては、前項の申請書の送付を受けた場合において、前条第一項の登記をしたとき、又はその登記の申請を却下したと

きは、遅滞なく、その旨を旧所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

4 旧所在地を管轄する登記所においては、前項の規定により登記をした旨の通知を受けるまでは、登記をすることができない。

5 新所在地を管轄する登記所において前条第一項の登記の申請を却下したときは、旧所在地における登記の申請は、却下されたものとみなす。

第五十三条 新所在地における登記においては、会社成立の年月日並びに本店を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

(解散の登記)

第七十一条 解散の登記において登記すべき事項は、解散の旨並びにその事由及び年月日とする。

2 (略)

3 代表清算人の申請に係る解散の登記の申請書には、その資格を証する書面を添付しなければならない。ただし、当該代表清算人が会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）であるときは、この限りでない。

(合併の登記)

第七十九条 吸収合併による変更の登記又は新設合併による設立の登記においては、合併をした旨並びに吸収合併により消滅する会社（以下「吸収合併消滅会社」という。）又は新設合併により消滅する会社（以下「新設合併消滅会社」という。）の商号及び本店をも登記しなければならない。

第八十二条 合併による解散の登記の申請については、吸収合併後存続する会社（以下「吸収合併存続会社」という。）又は新設合併により設立する会社（以下「新設合併設立会社」という。）を代表すべき者が吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社を代表する。

2 本店の所在地における前項の登記の申請は、当該登記所の管轄区域内に吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の本店がないときは、その本店の所在地を管轄する登記所を経由してしなければならない。

3 本店の所在地における第一項の登記の申請と第八十条又は前条の登記の申請とは、同時にしなければならない。

4 申請書の添付書面に関する規定並びに第二十条第一項及び第二項の規定は、本店の所在地における第一項の登記の申請については、適用しない。

第八十三条 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第三項の登記の申請のいずれかにつき第二十四条各号のいずれかに掲げる事由があるときは、これらの申請を共に却下しなければならない。

2 吸収合併存続会社又は新設合併設立会社の本店の所在地を管轄する登記所においては、前条第二項の場合において、吸収合併による変更の登記又は新設合併による設立の登記をしたときは、遅滞なく、その登記の日を同項の登記の申請書に記載し、これを吸収合併消滅会社又は新設合併消滅会社の本店の所在地を管轄する登記所に送付しなければならない。

(更正)

第三百三十二条 登記に錯誤又は遺漏があるときは、当事者は、その登記の更正を申請することができる。

2 更正の申請書には、錯誤又は遺漏があることを証する書面を添付しなければならない。ただし、氏、名又は住所の更正については、この限りでない。

第三百三十三条 登記官は、登記に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、遅滞なく、登記をした者にその旨を通知しなければならない。ただし、その錯誤又は遺漏が登記官の過誤によるものであるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、登記官は、遅滞なく、監督法務局又は地方法務局長の許可を得て、登記の更正をしなければならない。

(抹消の申請)

第三百三十四条 登記が次の各号のいずれかに該当するときは、当事者は、その登記の抹消を申請することができる。

一 第二十四条第一号から第三号まで又は第五号に掲げる事由があること。

二 登記された事項につき無効の原因があること。ただし、訴えをもつてのみその無効を主張することができる場合を除く。

2 第三百三十二条第二項の規定は、前項第二号の場合に準用する。

(職権抹消)

第三百三十五条 登記官は、登記が前条第一項各号のいずれかに該当することを発見したときは、登記をした者に、一月をこえない一定の期間内に書面で異議を述べないときは登記を抹消すべき旨を通知しなければならない。

2 登記官は、登記をした者の住所又は居所が知れないときは、前項の通知に代え官報で公告しなければならない。

3 登記官は、官報のほか相当と認める新聞紙に同一の公告を掲載することができる。

第三百三十六条 登記官は、異議を述べた者があるときは、その異議につき決定をしなければならない。

第三百三十七条 登記官は、異議を述べた者がいないとき、又は異議を却下したときは、登記を抹消しなければならない。

第三百三十八条 前三条の規定は、本店及び支店の所在地において登記すべき事項の登記については、本店の所在地においてした登記にのみ適用する。ただし、支店の所在地における登記のみにつき抹消の事由があるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、登記を抹消したときは、登記官は、遅滞なく、その旨を支店の所在地の登記所に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けたときは、登記官は、遅滞なく、登記を抹消しなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第三百三十九条 登記官の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外）

第四百十条 登記簿及びその附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）

第四百十一条 登記簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

（審査請求）

第四百十二条 登記官の処分を不当とする者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局の長に審査請求をすることができる。

第四百十三条 審査請求は、登記官を経由してしなければならない。

（審査請求事件の処理）

第四百十四条 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

第四百十五条 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、その請求の日から三日内に、意見を付して事件を第四百十二条の法務局又は地方法務局の長に送付しなければならない。

第四百十六条 第四百十二条の法務局又は地方法務局の長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。

（行政不服審査法の適用除外）

第四百十七条 登記官の処分に係る審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、適用しない。

（省令への委任）

第四百十八条 この法律に定めるもののほか、登記簿の調製、登記申請書の様式及び添付書面その他この法律の施行に必要な事項は、法務省令で定める。

○ 保険法（平成二十年法律第五十六号）（抄）

（告知義務）

第四条 保険契約者又は被保険者になる者は、損害保険契約の締結に際し、損害保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性（以下この章において「危険」という。）に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの（第二十八条第一項及び第二十九条第一項において「告知事項」という。）について、事実の告知をしなければならない。

（第三者のためにする損害保険契約）

第八条 被保険者が損害保険契約の当事者以外の者であるときは、当該被保険者は、当然に当該損害保険契約の利益を享受する。

（保険価額の減少）

第十条 損害保険契約の締結後に保険価額が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険金額又は約定保険価額については減少後の保険価額に至るまでの減額を、保険料についてはその減額後の保険金額に対応する保険料に至るまでの減額をそれぞれ請求することができる。

（危険の減少）

第十一条 損害保険契約の締結後に危険が著しく減少したときは、保険契約者は、保険者に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該危険に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。

（損害発生後の保険の目的物の滅失）

第十五条 保険者は、保険事故による損害が生じた場合には、当該損害に係る保険の目的物が当該損害の発生後に保険事故によらずに滅失したときであっても、当該損害をてん補しなければならぬ。

（損害額の算定）

第十八条 損害保険契約によりてん補すべき損害の額（以下この章において「てん補損害額」という。）は、その損害が生じた地及び時における価額によつて算定する。

2 約定保険価額があるときは、てん補損害額は、当該約定保険価額によつて算定する。ただし、当該約定保険価額が保険価額を著しく超えるときは、てん補損害額は、当該保険価額によつて算定する。

(一部保険)

第十九条 保険金額が保険価額(約定保険価額があるときは、当該約定保険価額)に満たないときは、保険者が行うべき保険給付の額は、当該保険金額の当該保険価額に対する割合をてん補損害額に乗じて得た額とする。

(責任保険契約についての先取特権)

第二十二条 責任保険契約の被保険者に対して当該責任保険契約の保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有する。

2 被保険者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該損害賠償請求権を有する者の承諾があつた金額の限度においてのみ、保険者に対して保険給付を請求する権利を行使することができる。

3 責任保険契約に基づき保険給付を請求する権利は、譲り渡し、質権の目的とし、又は差し押さえることができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 第一項の損害賠償請求権を有する者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合
- 二 前項の規定により被保険者が保険給付を請求する権利を行使することができる場合

(費用の負担)

第二十三条 次に掲げる費用は、保険者の負担とする。

- 一 てん補損害額の算定に必要な費用

二 第十三条の場合において、損害の発生又は拡大の防止のために必要又は有益であつた費用

2 (略)

(残存物代位)

第二十四条 保険者は、保険の目的物の全部が滅失した場合において、保険給付を行つたときは、当該保険給付の額の保険価額(約定保険価額があるときは、当該約定保険価額)に対する割合に応じて、当該保険の目的物に関して被保険者が有する所有権その他の物権について当然に被保険者に代位する。

(請求権代位)

第二十五条 保険者は、保険給付を行つたときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が取得する債権(債務の不履行その他の理由により債権について生ずることのある損害をてん補する損害保険契約においては、当該債権を含む。以下この条において「被保険者債権」という。)について当然に被保険者に代位する。

- 一 当該保険者が行つた保険給付の額

- 二 被保険者債権の額（前号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者債権の額から当該不足額を控除した残額）
- 2 前項の場合において、同項第一号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被保険者は、被保険者債権のうち保険者が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る保険者の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

（告知義務違反による解除）

- 第二十八条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、告知事項について、故意又は重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、損害保険契約を解除することができる。
- 2 保険者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、損害保険契約を解除することができない。
- 一 損害保険契約の締結の時にあって、保険者が前項の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。
- 二 保険者のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下「保険媒介者」という。）が、保険契約者又は被保険者が前項の事実の告知をすることを妨げたとき。
- 三 保険媒介者が、保険契約者又は被保険者に対し、前項の事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めたとき。
- 3 前項第二号及び第三号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者又は被保険者が第一項の事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、適用しない。
- 4 第一項の規定による解除権は、保険者が同項の規定による解除の原因があることを知った時から一箇月間行使しないときは、消滅する。損害保険契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

（解除の効力）

- 第三十一条 損害保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
- 2 保険者は、次の各号に掲げる規定により損害保険契約の解除をした場合には、当該各号に定める損害をてん補する責任を負わない。
- 一 第二十八条第一項 解除がされた時までに発生した保険事故による損害。ただし、同項の事実に基づかずに発生した保険事故による損害については、この限りでない。
- 二 第二十九条第一項 解除に係る危険増加が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故による損害。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した保険事故による損害については、この限りでない。
- 三 前条 同条各号に掲げる事由が生じた時から解除がされた時までに発生した保険事故による損害

（消滅時効）

- 第九十五条 保険給付を請求する権利、保険料の返還を請求する権利及び第六十三条又は第九十二条に規定する保険料積立金の払戻しを請求する権利は、三年間行わないときは、時効によって消滅する。
- 2 保険料を請求する権利は、一年間行わないときは、時効によって消滅する。

○ 商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第八百三十三条 左ノ場合ニ於テハ被保険者ハ保険ノ目的ヲ保険者ニ委付シテ保険金額ノ全部ヲ請求スルコトヲ得

一 船舶カ沈没シタルトキ

二 (略)

三 船舶カ修繕スルコト能ハサルニ至リタルトキ

四 船舶又ハ積荷カ捕獲セラレタルトキ

五 (略)

第八百三十四条 船舶ノ存否カ六个月間分明ナラサルトキハ其船舶ハ行方ノ知レサルモノトス

② (略)

第八百三十六条 被保険者カ委付ヲ為サント欲スルトキハ三个月内ニ保険者ニ対シテ其通知ヲ発スルコトヲ要ス

② 前項ノ期間ハ第八百三十三条第一号、第三号及ヒ第四号ノ場合ニ於テハ被保険者カ其事由ヲ知リタル時ヨリ之ヲ起算ス

③ (略)

第八百三十七条 委付ハ單純ナルコトヲ要ス

② 委付ハ保険ノ目的ノ全部ニ付テ之ヲ為スコトヲ要ス但委付ノ原因カ其一部ニ付テ生シタルトキハ其部分ニ付テノミ之ヲ為スコトヲ得

③ 保険価額ノ一部ヲ保険ニ付シタル場合ニ於テハ委付ハ保険金額ノ保険価額ニ対スル割合ニ応シテ之ヲ為スコトヲ得

第八百三十八条 保険者カ委付ヲ承認シタルトキハ後日其委付ニ対シテ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第八百三十九条 保険者ハ委付ニ因リ被保険者カ保険ノ目的ニ付キ有セル一切ノ權利ヲ取得ス

② 被保険者カ委付ヲ為シタルトキハ保険ノ目的ニ關スル証書ヲ保険者ニ交付スルコトヲ要ス

第八百四十条 被保険者ハ委付ヲ為スニ当タリ保険者ニ対シ保険ノ目的ニ關スル他ノ保険契約並ニ其負担ニ属スル債務ノ有無及ヒ其種類ヲ通知スルコトヲ要ス

② 保険者ハ前項ノ通知ヲ受クルマテハ保険金額ノ支払ヲ為スコトヲ要セス

③ 保険金額ノ支払ニ付キ期間ノ定アルトキハ其期間ハ保険者カ第一項ノ通知ヲ受ケタル時ヨリ之ヲ起算ス

第八百四十一条 保険者カ委付ヲ承認セサルトキハ被保険者ハ委付ノ原因ヲ証明シタル後ニ非サレハ保険金額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得ス

○ 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 漁業共済団体の組織及び監督

第一節 総則（第四条―第十一条）

第二節 漁業共済組合

第一款 組合員（第十二条―第二十一条）

第二款 管理（第二十二条―第四十三条の二）

第三款 設立（第四十四条―第四十九条）

第四款 解散及び清算（第五十条―第六十一条の五）

第三節 漁業共済組合連合会（第六十二条―第六十七条）

第四節 漁業共済組合連合会と漁業共済組合との合併（第六十七条の二―第六十七条の八）

第五節 監督（第六十八条―第七十六条）

第三章 漁業共済組合の漁業共済事業

第一節 通則（第七十七条―第一百三条）

第二節 漁獲共済（第一百四十四条―第一百五十三条の三）

第三節 養殖共済（第一百四十四条―第一百五十三条）

第四節 特定養殖共済（第一百五十五条の二―第一百五十五条の十二）

第五節 漁業施設共済（第一百二十六条―第一百三十七条）

第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業及び漁業共済事業

第一節 漁業再共済事業（第一百三十八条―第一百四十七条）

第二節 漁業共済事業（第一百四十七条の二）

第五章 政府の漁業共済保険事業（第一百四十七条の三―第一百四十九条）

第六章 国の助成等（第一百九十五条―第一百九十六条の二）

第六章の二 独立行政法人農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務（第百九十六条の三―第百九十六条の十一）

第六章の三 雑則（第百九十六条の十二―第百九十六条の二十一）

第七章 罰則（第百九十七条―第二百一条）

附則

（漁業共済団体の目的）

第四条 漁業共済組合及び漁業共済組合連合会（以下「漁業共済団体」と総称する。）は、中小漁業者の協同組織を基盤とする系統団体として、その協同組織を構成する中小漁業者のために、漁業共済事業又は漁業再共済事業を行なうことを目的とする。

（定款に記載すべき事項）

第二十二条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 地区
- 四 事務所の所在地
- 五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定
- 六 出資の払込みの方法
- 七 漁業共済事業の種類
- 八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
- 九 準備金に関する規定
- 十 役員の定数、職務の分担及び選任に関する規定
- 十一 公告の方法

2 組合が地域共済事業を行う場合には、定款には、前項に掲げる事項のほか、地域共済事業の種類を記載しなければならない。

（残余財産の分配）

第五十九条 清算人は、組合の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを組合員に対し、出資口数に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により組合員に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合におけるその財産の処分については、政令で定める。

（清算終了の届出）

第六十一条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(連合会の会員の資格の特例等)

第六十七条の四 組合と合併した連合会の会員の資格を有する者は、第六十二条に規定する者のほか、次に掲げる者であつて、連合会と合併した組合の地区に相当する区域内に住所を有するものとする。

一 漁業協同組合

二 漁業協同組合連合会

2 前項の規定により連合会の会員となつた者(以下「特定会員」という。)については、第六十七条第一項に規定するもののほか、第十四条第二項、第十七条から第十九条まで及び第二十条第二項の規定を準用する。

(共済契約の成立)

第八十条 共済契約は、漁獲共済にあつては第一百四条に規定する漁業の種類ごと、養殖共済にあつては第一百四条に規定する養殖業の種類ごと、特定養殖共済にあつては第二百五条の二に規定する養殖業の種類ごと、漁業施設共済にあつては共済目的の種類たる養殖施設又は漁具ごとに、農林水産省令で定めるところにより、共済契約を組合との間に締結することができる者が共済規程で定める申込期間内に共済規程で定める様式の申込書を組合に提出して申し込み、組合がこれを承諾することによつて成立する。

2 組合は、第一百四条第二号に掲げる漁業に係る共済契約(当該共済契約に係る共済掛金の支払を特に確保する必要があるものとして農林水産省令で定めるものに限る。)、第一百四条第三号に掲げる養殖業に係る共済契約又は第二百五条の二に規定する特定養殖業(以下この節において「特定養殖業」という。)に係る共済契約(当該共済契約に係る共済掛金の支払を特に確保する必要があるものとして農林水産省令で定めるものに限る。)については、共済規程で定めるところにより、前項の申込みに際し、その申込みをする者に、当該共済契約に係る共済掛金に充てるものとして共済規程で定める金額の申込証拠金を提供させることができる。

3 前項の申込証拠金の返還、共済掛金への充当の方法その他精算に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(通常行うべき管理等の義務)

第八十五条 被共済者(第一百五条第一項第一号に掲げる組合員にあつては同号に規定する中小漁業者、同項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、第一百六条第一項第二号に掲げる団体にあつてはその構成員、第二百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者を含む。次条、第八十七条、第九十三条第一項第三号から第五号まで及び第一百三三条において同じ。)は、漁獲共済にあつては当該共済契約に係る漁業の漁獲物、養殖共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖水産動植物、特定養殖共済にあつては当該共済契約に係る特定養殖業の養殖に係る水産動植物、漁業施設共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設及び漁具につき、通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠つてはならない。

2 漁獲共済又は特定養殖共済にあつては、被共済者(第一百五条第一項第一号に掲げる組合員にあつては同号に規定する中小漁業者、同項第二号に

掲げる組合員にあつては同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、第二百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者。第九十三条第一項第八号において同じ。）は、前項の規定による義務を遂行するほか、当該共済契約に係る漁業又は特定養殖業につき、通常の操業を行うことができる場合において、通常の中小漁業者の行う漁獲又は養殖に係る努力を怠つてはならない。

（共済契約の解除）

第九十一条 組合は、共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具につき、基本的な操業、管理又は供用の条件又は方法の変更で共済規程で定めるものがあつたことにより危険が著しく変更し又は増加したときは、当該共済契約を解除することができる。この場合には、その解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

2 被共済者は、当該共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具につき、前項に規定する操業、管理又は供用の条件又は方法の変更があつたときは、遅滞なく、これを組合に通知しなければならない。

3 第一項の規定による共済契約の解除は、組合が前項の規定による通知を受け又は第一項に規定する操業、管理又は供用の条件又は方法の変更があつたことを知つた日から三十日を経過したときは、することができない。

4 被共済者は、第一項の規定による共済契約の解除があつた場合において、当該操業、管理又は供用の条件又は方法の変更が当該被共済者（第二百五条第一項第一号口に掲げる組合員にあつては同号口に規定する中小漁業者、同項第二号口に掲げる組合員にあつては同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、第一百六条第一項第二号口に掲げる団体にあつてはその構成員、第二百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員にあつては同号に規定する規約を定めている中小漁業者を含む。）の責めに帰することができない事由によるときは、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、当該共済契約に係る共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

（漁獲共済の対象とする漁業及び区分）

第一百四条 漁獲共済は、次に掲げる漁業につき行うものとし、その対象とする漁業の種類により区分する。

一 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第四項第一号の第一種区画漁業（そだを敷設する等簡易な方法により営むものに限る。）、同項

第三号の第三種区画漁業及び共同漁業権に基づく同条第五項第一号の第一種共同漁業であつて、政令で定めるもの

二 前号に掲げる漁業、第一百四条に掲げる漁業及び第二百二十五条の二に規定する特定養殖業以外の漁業であつて、政令で定めるもの

（被共済者の資格）

第一百五条 漁獲共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、漁獲共済の対象とする漁業の種類に応じ、次に掲げるとおりとする。

一 前条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該漁業を営む組合員

ロ 組合員（その組合員の直接の構成員で、その組合員の地区内に住所を有し、かつ、政令で定めるところにより都道府県知事が水面を分けて定める一定の水域内において当該漁業を営む中小漁業者の全員（政令で定めるところにより、都道府県知事が、当該中小漁業者の全員の住所及び漁獲物の販売に関する事情を考慮して、当該中小漁業者の住所地のすべてが含まれる地域を分けて二以上の区域を定めたときは、その定めた区域ごとに当該区域内に住所を有する当該中小漁業者の全員）が共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従った規約を定めている場合における組合員に限る。）

二 前条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者

ロ 組合員（その組合員の直接の構成員で、政令で定めるところにより都道府県知事が定める区域ごと及び当該区域に応じ前条第二号に掲げる漁業を分けて定める区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業を営む中小漁業者が、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従った規約を定めている場合であつて、その組合員の直接の構成員で総トン数一トン以上の動力漁船により当該区分に係る漁業を営む者のうち同号に掲げる漁業を営む日数が一年を通じて九十日（当該区域につき、九十日を超え百二十日までの範囲内で、政令で定めるところにより都道府県知事がこれと異なる日数を定めたときは、その日数）を超えるものの三分の二以上の者がその規約を定めている者に含まれるときにおける組合員に限る。）

ハ ロの都道府県知事が定める区域ごと及び区分ごとに、当該区域内に住所又は漁業根拠地を有しかつ当該区分に係る漁業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者をその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従った規約を有する団体

2 漁獲共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者は、被共済資格者でなくなつた場合においても、当該共済契約については、被共済資格者とみなす。

第百五条の二 組合員の直接の構成員で前条第一号ロに規定する中小漁業者（同号ロの規定により都道府県知事が当該中小漁業者の住所地のすべてが含まれる地域を分けて二以上の区域を定めたときは、その定めた区域ごとに当該区域内に住所を有する当該中小漁業者。以下「特定第一号漁業者」という。）の三分の二以上の者が同号ロに規定する規約を定めることにつき同意をした場合において、当該同意につき第四項の規定による公示があつたときは、特定第一号漁業者（当該公示があつた後に特定第一号漁業者となつた者を含む。）の全員は、当該規約を定めなければならない。ただし、当該公示があつた日から起算して四年を経過した後は、当該規約を定めることを要しない。

2 前項の規定により同意を求めるには、農林水産省令で定めるところにより、特定第一号漁業者のうち二人以上が発起人とならなければならない。

3 発起人は、特定第一号漁業者の同意が第一項に規定する要件に適合すると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、特定第一号漁業者の同意が第一項に規定する要件に適合すると認めるときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、発起人及び関係組合に通知し、当該同意が同項に規定する要件に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その旨を発起人に通知しなければならない。

(共済契約の締結の申込み等)

第八八条 第五号第一項第一号に掲げる組合員は、同号に規定する規約が第五号の二第一項の規定により定められたときは、組合に第四号第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

2 第五号第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごと及び区分ごとに、当該区域内に住所を有しかつ当該区分に係る漁業を営む被共済資格者で政令で定める要件に該当するもの(以下「特定第二号漁業者」という。)の三分の二以上の者が第四号第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをし、組合員の直接の構成員として第五号第一項第二号に規定する規約を定め、又は同号に規定する団体の構成員として同号に規定する規約を定めることにつき同意をした場合において、当該同意につき第五号において準用する第五号の二第四項の規定による公示があつたときは、特定第二号漁業者(当該公示があつた後に特定第二号漁業者となつた者を含む。)は、組合に当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをし、又は同号若しくはに規定する規約を定めなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

3 第五号第一項第二号に掲げる組合員は、同号に規定する規約が前項の規定により定められたときは、組合に第四号第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

4 第五号第一項第二号に掲げる団体は、同号に規定する規約が第二項の規定により定められたときは、組合に第四号第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

5 第五号の二第一項ただし書の規定は前各項の規定による共済契約の締結の申込み又は第二項の規定による規約の設定について、同条第二項から第四項までの規定は第二項の規定による特定第二号漁業者の同意について、それぞれ準用する。

(養殖共済の対象とする養殖業及び区分)

第十四条 養殖共済は、次に掲げる養殖業につき行なうものとし、その対象とする養殖業の種類により区分する。

- 一 土、石、竹、木等によつて囲まれた一定の区域内において営む養殖業であつて、政令で定めるもの
- 二 漁業法第七条の特定区画漁業権に基づく養殖業(前号に掲げる養殖業を除く。)であつて、政令で定めるもの
- 三 前二号に掲げる養殖業以外の養殖業であつて、政令で定めるもの

(被共済者の資格)

第十六条 養殖共済の被共済者たる資格を有する者(以下この節において「被共済資格者」という。)は、養殖共済の対象とする養殖業の種類に応じ、次に掲げるとおりとする。

- 一 第十四条第一号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済にあつては、当該養殖業を営む中小漁業者であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるもの
- 二 第十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該養殖業を営む組合員

ロ 第一百八条第二項の農林水産省令で定める養殖業の種類ごとに、組合員の直接の構成員で同項の一定の水域内において当該種類の養殖業を営む中小漁業者の全員をその構成員の全部とし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従った規約を有する団体

- 三 第一百十四条第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済にあつては、組合の地区に係る地先水面において当該養殖業を営む者
- 2 養殖共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者については、第百五条第二項の規定を準用する。

(共済契約の締結の制限)

第一百八条 第一百十四条第一号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、農林水産省令で定める養殖業の種類ごとに、被共済者となる者が、一の事業場において営む当該養殖業に係る養殖水産動植物で当該養殖共済において共済目的とすることができものすべてを共済目的とし、その養殖業において当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物(当該養殖水産動植物と同種のものに限る。)がある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約する場合でなければ、組合は、その者と共済契約を締結することができない。

- 2 第一百十四条第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、農林水産省令で定める養殖業の種類ごとに、被共済者となる者が、政令で定めるところにより都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域内においてその者(その者が第百十六条第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員のすべて)の営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物で共済目的とすることができものすべてを共済目的とし、その養殖業においてその養殖業を営む者が当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物(当該養殖水産動植物と同種のものに限る。)がある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約する場合でなければ、組合は、その者と共済契約を締結することができない。

- 3 第一百十四条第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済については、農林水産省令で定める養殖業の種類ごと及び政令で定めるところにより都道府県知事が地先水面を分けて定める一定の水域(以下「単位漁場区域」という。)ごとに、次の各号のすべてに該当する場合でなければ、組合は、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者と共済契約を締結することができない。

一 当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む者の二分の一以上の者が、組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者であるとき。

二 農林水産省令で定めるところにより、当該単位漁場区域内において当該種類の養殖業を営む被共済資格者の全員から当該種類の養殖業に係る養殖共済の共済契約の締結の申込みがあつたとき。

三 前号の申込みのすべてが、当該単位漁場区域内においてその者の営む当該種類の養殖業に係る養殖水産動植物で共済目的とすることができものすべてを共済目的とし、当該養殖業において当該共済責任期間中に追加する養殖水産動植物(当該養殖水産動植物と同種のものに限る。)がある場合にはそのすべてを共済目的とすることを約する申込みであるとき。

- 4 一の養殖共済に係る共済契約において共済目的としている養殖水産動植物(農林水産省令で定める養殖水産動植物を除く。)は、重ねて、他の養殖共済に係る共済契約において共済目的とすることができない。

(共済責任期間)

第百十九条 養殖共済の共済責任期間は、対象とする養殖業の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該種類の養殖業の養殖時期（周年操業をするものについては、一年間）を基準として、共済規程で定める期間とする。

（共済価額）

第百二十一条 前条第一項の共済価額は、共済目的の種類たる養殖水産動植物ごとに、農林水産省令で定めるところにより、その単位当たり共済価額に、共済目的たる当該養殖水産動植物（当該共済責任期間中に追加されるものを含む。）の数量を乗じて得た金額とする。

2 前項の単位当たり共済価額は、農林水産省令で定めるところにより、当該養殖水産動植物と同種の水産動植物を当該養殖業に係る標準的な経営において養殖したとした場合において必要とする当該水産動植物の養殖の標準的な終了時までの当該養殖に係る経費の金額の合計額を基礎とし、当該標準的な経営における当該養殖の開始時からの経過期間に応じて算出される経過期間ごとの当該経費の金額として組合が共済規程で定める金額により、共済契約ごとに、当該共済目的の共済責任期間の終了時における経過期間に対応する金額とする。

（てん補の責めを負わない損害）

第百二十三条 共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものについては、当該養殖水産動植物の農林水産大臣の定める一定の単位ごとに、当該単位に係る共済目的の全部について共済事故による損害が生じた場合でなければ、組合は、当該単位に係る共済目的につき、損害をてん補する責めを負わない。

2 前項の規定によるほか、戦争その他の変乱による損害、盗難による損害、異常な赤潮による損害その他政令で定める損害については、組合は、てん補する責めを負わない。ただし、異常な赤潮による損害については、農林水産省令で定める水域において営む養殖業で農林水産省令で定めるものに係る養殖共済の共済契約において異常な赤潮による損害をてん補する旨の特約がある場合は、この限りでない。

（共済金）

第百二十四条 養殖共済の共済金は、共済契約ごとに、同一の原因による共済事故によつて受けた損害に係る共済目的の数量（前条の規定によつて組合がてん補する責めを負わない損害に係る共済目的の数量を除く。以下「損害数量」という。）が農林水産省令で定めるところにより算定する当該共済事故の発生の直前の当該共済目的の数量（以下「直前数量」という。）に養殖業の種類に応じて政令で定める割合を乗じて得た数量以上である場合に支払うものとし、共済金の金額は、当該共済目的についての共済事故による損害額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

2 養殖業に係る経営事情及び共済事故の発生の態様に照らして共済金の支払につき特例を定める必要がある次の各号の種類の養殖業に係る養殖共済の養殖水産動植物に係る共済金（第二号の種類の養殖業にあつては、同号の政令で定める共済事故に該当する事故であつて同号の共済規程で指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金に限る。）については、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該各号に定めるところによるものとする。

一 政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済については、その共済金は、共済契約ごとに、当該共済責任期間における当該共済目的についての共済事

故による損害額の合計額が当該共済価額に百分の三十を超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額を超える場合に支払うものとし、その共済金の金額は、共済契約ごとに、当該損害額の合計額のうちその超える部分の金額に共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

二 第百十四条第三号に掲げる養殖業であつて政令で定める種類のもの（前号の政令で定める種類のものを除く。以下「特定第三号養殖業」という。）に係る養殖共済については、政令で定める共済事故に該当する事故であつて当該養殖共済の共済事故の発生に際して政令で定めるところにより組合が共済規程で指定する単位漁場区域におけるものによつて受けた損害に係る共済金は、共済契約ごとに、当該損害数量が、当該直前数量に前項の政令で定める割合（当該割合に比し、特定第三号養殖業に係る養殖共済の共済事故の発生に際して百分の三十を超えない範囲内において政令で定めるところにより組合が共済規程で当該単位漁場区域につき指定する割合（以下この条において「指定割合」という。））が大きい場合にあっては、指定割合）を乗じて得た数量を超える場合に支払うものとし、その共済金の金額は、共済契約ごとに、政令で定める共済事故に該当する事故によつて受けた当該共済目的についての損害額から、直前数量に指定割合、当該共済目的の第百二十一条第一項の単位当たり共済価額及び第五項の割合を乗じて得た金額（第四項において「控除金額」という。）を差し引いて得た金額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

3 政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済であつて、共済金の支払われる場合に関し次の各号のすべてに該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、前二項の規定にかかわらず、当該特約において支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとする。

一 次号の政令で定める種類の養殖業以外の養殖業に係るものにあつては、前二項の規定により当該共済金を支払うものとされる場合以外に当該共済金を支払うものでないこと。

二 前項第一号の政令で定める種類の養殖業以外の養殖業であつて、政令で定める種類のものに係るものにあつては、損害数量が直前数量に政令で定める割合（当該割合に比し、指定割合が大きい場合にあっては、指定割合）を乗じて得た数量を下回る場合に当該共済金を支払うものでないこと。

三 農林水産省令で定める要件に該当すること。

4 政令で定める種類の養殖業に係る養殖共済であつて、共済金の金額の算定の方法に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金の金額は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該共済契約の特約に従い算定した金額（同項第二号に規定する損害に係る場合にあっては、控除金額を差し引いて得た金額）に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林水産省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

5 第一項及び第二項の損害額は、当該共済事故に係る損害数量に当該共済目的の第百二十一条第一項の単位当たり共済価額を乗じ、これに更に当該共済責任期間の開始日から当該共済事故の発生日までの期間に応じ農林水産省令で定めるところにより共済規程で定める割合を乗じて得た金額とする。

（特定養殖共済の対象とする養殖業及び区分）

第百二十五条の二 特定養殖共済は、政令で定める養殖業（以下「特定養殖業」という。）につき行ふものとし、その対象とする養殖業の種類により区分する。

（被共済者の資格）

第二百二十五条の三 特定養殖共済の被共済者たる資格を有する者（以下この節において「被共済資格者」という。）は、特定養殖業の種類ごとに、次に掲げるとおりとする。

- 一 当該特定養殖業を営む組合員又は組合員の直接の構成員たる中小漁業者
- 二 組合員（その組合員の直接の構成員で、政令で定めるところにより都道府県知事が特定養殖業の種類に応じその区域を分けて定める一定の区域内に住所を有しかつ当該特定養殖業を営む中小漁業者の三分の二以上の者が、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従った規約を定めている場合における組合員に限る。）
- 2 特定養殖共済に係る共済契約の成立によつて被共済者となつた者については、第二百五条第二項の規定を準用する。

（共済契約の締結の申込み等）

- 第二百二十五条の六 第二百二十五条の三第一項第二号の都道府県知事の定める区域ごとに、区域内特定養殖業者（当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業を営む被共済資格者をいう。以下この条において同じ。）の三分の二以上の者が特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをし又は組合員の直接の構成員として同号に規定する規約を定めることにつき同意をした場合において、当該同意につき第三項において準用する第二百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、区域内特定養殖業者（当該公示があつた後に区域内特定養殖業者となつた者を含む。）は、組合に当該特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをし、又は同号に規定する規約を定めなければならない。当該特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。
- 2 第二百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員は、同号に規定する規約が前項の規定により定められたときは、組合に特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該特定養殖共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。
- 3 第二百五条の二第一項ただし書の規定は前二項の規定による共済契約の締結の申込み又は第一項の規定による規約の設定について、同条第二項から第四項までの規定は第一項の規定による区域内特定養殖業者の同意について、それぞれ準用する。

第四百七条の二 連合会が行う漁業共済事業は、第六十七条の四第一項に規定する区域に限り、行うものとする。

- 2 連合会の漁業共済事業については、第三章（第九十五条第二項を除く。）及び第九十五条から第九十六条までの規定を準用する。この場合において、第一百六条第一項第三号中「組合の地区」とあるのは、「第六十七条の四第一項に規定する区域」と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（共済掛金及び事務費の補助等）

第九十五条 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる共済契約者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分（第二百二十三条第二項ただし書に規定する特約があるときは、当該特約に係る部分を除く。）の一部及び当該共済契約者が当該共済契約に係る漁業の用に供する養殖施設又は漁具を共済目的として漁業施設共済に係る共済契約を締結している場合（当該漁業施設共済の適切な実施を図るため必要と認められるものとして政令で定める一定の要件に適合する場合に限る。）には当該漁業施設共済に係る共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部を補助するものとする。

- 一 第四百条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済の共済契約者
- 二 第四百条第二号に掲げる漁業に属する漁業に係る漁獲共済、第一百四条第二号若しくは第三号に掲げる養殖業に係る養殖共済又は特定養殖共済の共済契約者のうち、その営む漁業の規模（その者が第一百五条第一項第二号又は第二百二十五条の三第一項第二号に掲げる組合員であるときは第二百五条第一項第二号又は第二百二十五条の三第一項第二号に規定する規約を定めている中小漁業者の営む漁業の平均規模、その者が第一百五条第一項第二号ハ又は第二百十六条第一項第二号に掲げる団体であるときはその構成員の営む漁業の平均規模）が政令で定める一定の規模以下であり、かつ、当該漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済への加入の円滑化等を図るため必要と認められる政令で定める一定の要件に適合するもの
- 2 前項の規定による共済契約者に対する補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から食料安定供給特別会計に繰り入れる。
- 3 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、漁業共済団体の事務費の一部を補助することができる。
- 4 国は、第一項又は前項の規定による補助のほか、漁業共済団体が行う事業の円滑な運営に支障を生じないよう適切な措置を講ずることに努めなければならない。

第二百九十五条の二 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第二百二十三条第二項ただし書に規定する特約がある養殖共済の共済契約者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分で当該特約に係るものの一部を補助するものとする。

2 第二百二十三条第二項ただし書の農林水産省令で定める水域を地先水面とする地域を区域とする地方公共団体は、当該水域において営む養殖業で同項ただし書の農林水産省令で定めるものに係る養殖共済の共済契約で同項ただし書に規定する特約があるものを締結している者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分で当該特約に係るもの（前項の規定による補助に係る部分を除く。）について財政上の援助に努めるものとする。

3 前条第二項の規定は、第一項の規定による共済契約者に対する補助金について準用する。

（共済掛金に係る補助金の交付の方法）

第九十六条 第九十五条第一項及び前条第一項の規定による共済契約者に対する補助金は、当該共済契約者が組合に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、当該組合に交付する。

2 前項の規定により組合に交付すべき金額は、当該組合に交付するのに代えて、当該組合が連合会に支払うべき再共済掛金の一部に充てるため、連合会に交付し、又は連合会が支払うべき保険料の全部若しくは一部に充てて、食料安定供給特別会計の保険料収入に計上することができる。

○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）

（入漁権の定義）

第七条 この法律において「入漁権」とは、設定行為に基づき、他人の共同漁業権又はひび建養殖業、藻類養殖業、垂下式養殖業（縄、鉄線その他これらに類するものを用いて垂下して行う水産動物の養殖業をいい、真珠養殖業を除く。）、小割り式養殖業（網いけすその他のいけすを使用して行う水産動物の養殖業をいう。）若しくは第三種区画漁業たる貝類養殖業を内容とする区画漁業権（以下「特定区画漁業権」という。）に属する漁場においてその漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利をいう。

○ 漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）（抄）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、当分の間、保険の方法によつて、漁船の乗組員が抑留された場合における給与の支払を保障し、もつて、漁船の乗組員の生産意欲を保持し、あわせて、漁業経営の安定に資することを目的とする。

（漁船乗組員給与保険）

第二条 漁船乗組員給与保険は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の規定による漁船保険組合が行う漁船乗組員給与保険事業及び政府が行う再保険事業により行う。

（定義）

第三条 この法律において「漁船乗組員給与保険」（以下「給与保険」という。）とは、乗組員が抑留された場合に、その抑留期間中事業主が当該乗組員に対して支払うべき給与の全部又は一部に代えて保険金を支給するために行う保険をいう。

2 この法律において「乗組員」とは、事業主に雇傭されて、漁船（漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項（漁船の定義）に規定する漁船をいう。）に乗り組む者をいう。

3 この法律において「給与」とは、賃金、給料、手当その他名称の如何を問わず、雇傭関係に基き、事業主が乗組員に支払うすべてのものをいう。但し、賞与その他これに準ずるもので農林水産省令で定めるものについてはこの限りでない。

4 この法律において「抑留」とは、乗組員が自己の意思に反して日本国の領土外に連行留置されることをいう。

（保険者）

第四条 漁船保険組合（以下「組合」という。）は、総会又は総代会（以下「総会」という。）の議決を経て、この法律の定めるところにより、その区域内に住所又は事業所を有する事業主につき、漁船乗組員給与保険事業（以下「給与保険事業」という。）を行うことができる。

2 組合は、前項の規定により給与保険事業を行おうとするときは、総会の議決を経て、農林水産省令の定めるところにより、定款にその旨を記載し、且つ、給与保険事業に関する約款を定め、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(保険加入)

第五条 事業主は、給与保険に加入しようとするときは、左に掲げる事項その他農林水産省令で定める事項を記載した申込書を組合に提出しなければならない。

- 一 契約金額（当該契約に係る乗組員の全員が抑留された場合に組合が支払うべき一箇月分の保険金の額をいう。以下同じ。）
 - 二 漁船名並びにその乗組員の氏名及び職名
 - 三 契約金額に基き組合が支払うべき一箇月分の保険金の各乗組員についての内訳（以下「内訳保険金額」という。）
 - 四 保険金受取人の氏名又は名称及び住所
 - 五 各乗組員の給与月額
- 2 前項の規定による給与保険加入の申込は、漁船ごとに、当該乗組員の全員についてしなければならない。

(契約金額)

- 第六条 契約金額は、各乗組員の給与月額の合計額をこえ、又はその百分の六十を下るものであつてはならない。
- 2 契約金額は、保険契約が成立した後においては、変更することができない。

(内訳保険金額)

第七条 内訳保険金額は、各乗組員の給与月額の合計額で契約金額を除して得た数を、各乗組員の給与月額に乗じて、算出する。

(給与月額)

- 第八条 給与月額は、事業主が当該乗組員に対し、雇傭契約に基き抑留期間中において支払うべき一箇月分の給与の額とする。
- 2 事業主は、給与月額を定める場合には、当該乗組員の同意を得なければならない。

(保険金受取人)

第九条 事業主は、第五条第一項第四号の保険金受取人を定める場合は、各乗組員の指定に従つてしなければならない。

(保険引受拒否の制限)

第十条 組合は、事業主から給与保険契約の申込があつたときは、これに対して、正当な事由がなければ給与保険の引受を拒むことができない。

(保険加入の申出及び保険加入の義務)

第十一条 乗組員は、漁船ごとに、当該漁船の乗組員の総数の二分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、その事業主に対し、給与保険に加入す

べき旨の申出をすることができる。

- 2 前項の申出があつたときは、事業主は、正当な事由がある場合の外、遅滞なく当該漁船の乗組員に係る給与保険に加入しなければならない。

(保険契約の成立)

- 第十二条 給与保険契約は、事業主が第五条に規定する申込書を組合に提出して申し込み、組合がこれを承諾することによつて成立する。

- 2 組合との間に給与保険契約が成立した事業主は、当該保険契約に係る保険期間の開始日の前日までに、組合に保険料を支払わなければならない。
- 3 前項の規定による保険料の支払をその支払期限までにしないときは、当該保険契約は、その効力を失う。

(乗組員への通知義務)

- 第十三条 給与保険契約が成立したときは、事業主は、遅滞なく当該乗組員にその旨を通知しなければならない。当該保険契約の内容及び変更があつたときも、同様とする。

(保険期間)

- 第十四条 給与保険の保険期間は、四箇月とする。但し、組合は、農林水産省令の定めるところにより、約款で別段の定をすることができる。

(保険契約の内容の変更)

- 第十五条 事業主は、給与保険契約が成立した後において、乗組員の異動等により第五条第一項の申込書に記載した事項について変更があつたときは、遅滞なく、農林水産省令の定めるところにより、組合に変更の通知をしなければならない。この場合において、契約金額が乗組員の給与月額の合計額をこえることとなるときは、第七条の規定にかかわらず、内訳保険金額は、当該乗組員の給与月額に相当する額とし、契約金額が乗組員の給与月額の合計額の百分の六十を下ることとなるときは、第六条第二項の規定にかかわらず、契約金額を乗組員の給与月額の合計額の百分の六十を下らないように増額しなければならない。

- 2 前項後段の場合においては、事業主は、農林水産省令の定めるところにより、当該増額分に対する保険料を支払わなければならない。

- 3 組合が第一項の通知を受領したとき(同項後段の場合にあつては前項の規定による保険料の支払があつたとき)は、その時において給与保険契約は当該事項につき変更があつたものとみなす。

(事業主の通知義務)

- 第十六条 事業主は、乗組員が抑留されたときは、約款の定めるところにより、遅滞なくその旨を組合に通知しなければならない。当該乗組員につき抑留が終つたときも、同様とする。

(組合の支払責任)

第十七条 組合は、乗組員が抑留された場合には、当該乗組員が抑留された日の属する月から当該乗組員につき抑留が終つた日の属する月まで、当該乗組員に係る保険金を支払う。但し、抑留された日から起算して六年四箇月を経過しても抑留が終らない場合においては、当該期間を経過した日の属する月の翌月以後は、保険金を支払わないものとする。

2 前項の規定の適用については、乗組員が、たい捕された時に、抑留が始まつたものとし、抑留を解かれて日本国に上陸した時、又は抑留中に死亡したことが判明した時に、抑留が終つたものとする。

(保険契約の失効)

第十八条 給与保険契約は、当該契約に係る乗組員につき、前条の規定により組合が保険金を支払うべき最初の抑留があつたとき（同一航海において数回の抑留があつた場合は、その最後の抑留があつたとき）は、保険金の支払に関する事項を除き、その効力を失う。

(保険金の支払)

第十九条 第十七条第一項に規定する保険金の支払は、事業主に対する支払に代えて、第五条第一項の規定により申込書に記載した当該乗組員の内訳保険金額に従い、その月分を農林水産省令の定めるところにより、保険金受取人に直接支払わなければならない。但し、抑留された日の属する月及び抑留の終つた日の属する月に支払うべき保険金の額は、当該内訳保険金額をそれぞれの月における抑留日数に応じて日割計算して得た額とし、抑留された日から起算して六年四箇月を経過した日の属する月に支払うべき保険金の額は、当該内訳保険金額をその月における当該期間を経過した日までの日数に応じて日割計算して得た額とする。

2 組合は、前項の規定により保険金を支払つたときは、その旨を事業主に通知しなければならない。

(組合の免責事由)

第二十条 組合は、乗組員についての抑留が、国際法規、法令又は法令に基く命令に違反して航行し又は操業したために生じたときは、保険金支払の責を免かれることができる。

(保険金の還付)

第二十一条 組合は、事業主が、第十六条の規定による通知をしなかつたため又は虚偽の通知をしたために誤つて保険金を支払つた場合には、当該事業主に、当該誤払に係る保険金の額に相当する金額を納付させることができる。

2 前項の場合における誤払に係る保険金については、事業主がその金額に相当する額の給与を当該組合員に支払つたものとする。

(重複保険の禁止)

第二十二条 事業主は、乗組員につき、重ねて給与保険に加入することができない。

(組合の経理)

- 第二十三条 組合の給与保険に関する会計は、他の会計と区分して経理しなければならない。但し、附加保険料及び事務費についてはこの限りでない。
- 2 給与保険の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(支払備金等の積立)

- 第二十四条 組合は、毎事業年度の終において存する給与保険につき、農林水産省令の定めるところにより、支払備金及び責任準備金を積み立てなければならない。

(準備金の積立)

- 第二十五条 組合は、給与保険の会計における不足金の補てんに備えるため、毎事業年度、給与保険の会計において生じた剰余金の全部を準備金として積み立てなければならない。

(約款の変更)

- 第二十六条 組合は、総会の議決を経て、約款を変更することができる。
- 2 約款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
- 3 農林水産大臣は、給与保険の保険料率についての約款の変更を命ずることができる。
- 4 前項の規定による約款変更の命令があつた場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その命令により、約款変更の効力を生ずるものとする。

(事業の廃止)

- 第二十七条 組合が給与保険事業を廃止しようとするときは、総会においてその旨を議決し、且つ、定款の変更を行わなければならない。
- 2 組合が給与保険事業を廃止したときは、当該事業の廃止に係る定款変更の認可があつたときに、給与保険契約は、その効力を失う。
- 3 前項の場合には、組合は、まだ経過しない期間に対する保険料を払いもどさなければならない。
- 4 組合が給与保険事業を廃止したときは、理事は、遅滞なく決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(解散の効果)

- 第二十八条 組合が解散したときは、合併の場合を除いては、給与保険契約は、その効力を失う。
- 2 前項の場合には、前条第三項の規定を準用する。

(剰余金の納付)

- 第二十九条 組合は、前二条の場合に、給与保険の会計において生じた剰余金を漁船再保険及び漁業共済保険特別会計食料安定供給特別会計に納付しなけ

ればならない。

(事務費の補助)

第三十条 政府は、予算の範囲内において政令の定めるところにより、毎会計年度、組合の給与保険事業につき、その事務費の一部を補助することができる。

(漁船損害等補償法等の準用)

第三十一条 組合の給与保険については、漁船損害等補償法第十二条（非課税）、第九十二条（保険料の相殺の制限）、第九十三条（保険証券の交付及び記載事項）及び第二百五条（保険金の削減）並びに保険法（平成二十年法律第五十六号）第四条、第二十八条、第三十一条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十二条（第一号に係る部分に限る。）並びに第九十五条（告知義務等）の規定を準用する。この場合において、漁船損害等補償法第十二条中「漁船損害等補償に関する書類（漁船乗組船主保険事業及び漁船乗組船主保険再保険事業に関する書類を除く。）」とあるのは「漁船乗組員給与保険に関する書類」と、同法第九十三条第一項中「組合員」とあるのは「事業主」と、同法第二百五条第一項中「定款」とあるのは「約款」と、同条第二項中「政府又は漁船保険中央会」とあるのは「政府」と読み替えるものとする。

(再保険者)

第三十二条 政府は、組合が給与保険事業によつて事業主に負う保険責任を再保険するものとする。

(再保険料率)

第三十二条の二 再保険料率は、組合の約款で定められた保険料率のうち純保険料に対応する部分の率と同率とする。

(再保険金の前渡等)

第三十三条 政府は、組合が保険金の支払をしようとする場合において、必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、当該保険責任に係る再保険金を当該組合に前渡することができる。

2 政府は、再保険金の支出を円滑にするために、政令の定めるところにより、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計食料安定供給特別会計に基金を設けることができる。

(再保険料の払もどし)

第三十四条 政府は、組合が第二十七条第三項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により保険料の払もどしをしたときは、政令の定めるところにより、再保険料の一部を払いもどさなければならない。

（漁船損害等補償法等の準用）

第三十五条 政府の再保険については、漁船損害等補償法第三十八条の八から第三十八条の十（第二号を除く。）まで（普通保険再保険事業等）、第三十八条の十三第一項、第三百三十八条の十四第一項及び第四百三十三条（特殊保険再保険事業等に関する事務費の繰入れ）並びに保険法第九十五条（消滅時効）の規定を準用する。この場合において、漁船損害等補償法第三十八条の八中「普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険の保険関係」とあるのは「事業主との間に保険関係」と、「再保険約款」とあるのは「農林水産省令」と、「中央会」とあるのは「農林水産大臣」と、同法第三十八条の九中「普通保険、漁船船主責任保険、漁船乗組船主保険又は漁船積荷保険に係る事故が発生したと認めるとき」とあるのは「漁船乗組員給与保険法第十六条の規定による通知を受けたとき」と、「再保険約款」とあるのは「農林水産省令」と、「中央会」とあるのは「農林水産大臣」と、同法第三十八条の十中「中央会」とあるのは「政府」と、「再保険約款」とあるのは「農林水産省令」と、同条第一号中「保険約款」とあるのは「約款」と、同条第三号中「前二条」とあるのは「漁船乗組員給与保険法第三十五条において準用する前二条」と、同法第三十八条の十三第一項中「その組合員」とあるのは「事業主」と、「特殊保険」とあるのは「漁船乗組員給与保険」と読み替えるものとする。

（給与との関係）

第三十六条 事業主は、第十七条の規定により組合が保険金を支払うべき抑留があつた場合において、当該乗組員に対する給与の全部又は一部を支払つて、その支払つた金額の範囲内において当該保険金に係る保険金受取人となることができる。この場合においては、第十五条第一項前段の規定を準用する。

第三十七条 組合が第十九条第一項の規定により保険金を支払つたときは、事業主は、その保険金の額に相当する金額につき、当該乗組員に対する給与支払の責を免れる。

（所得税等との関係）

第三十八条 組合が第十九条第一項の規定により支払つた保険金（第三十六条の規定により事業主に支払つた保険金を除く。）は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定の適用については、当該乗組員の受ける給与とみなす。

2 船員保険に係る保険料その他法令に基いて給与から控除することができるものについては、農林水産省令の定めるところにより、第十九条第一項の規定により支払う保険金から控除することができる。

（保険料の転嫁禁止）

第三十九条 事業主は、給与保険に係る保険料を乗組員に負担させてはならない。

（委任事項）

第四十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、農林水産省令で定める。

第四十一条 左の場合には、事業主を一万円以下の過料に処する。

- 一 第八条第二項の規定に違反したとき。
- 二 第十五条第一項の規定に違反したとき。
- 三 第十六条の規定に違反したとき。
- 四 第二十二条の規定に違反したとき。
- 五 第三十九条の規定に違反したとき。

第四十二条 組合の役員が、第二十四条又は第二十五条の規定に違反したときは、一万円以下の過料に処する。

附 則

- 1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。
- 2 この法律の規定の適用に関しては、漁船損害補償法施行法（昭和二十七年法律第二十九号）第二条第一項の漁船保険組合は、漁船損害補償法の規定による組合とみなす。
- 3 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。
第二條第四号中「漁船損害補償」の下に「及び漁船乗組員給与保険」を加える。
第四條第六号の二中「漁船保険」の下に「並びに漁船乗組員給与保険」を加える。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 （略）

②③④ （略）

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

- 一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

⑩⑪⑫ （略）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	
(略)	(略)
漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	この法律（第八十八条を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務
(略)	(略)

○ 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）

第四百四十四条 農林水産省に農漁業保険審査会を置く。

② 農漁業保険審査会は、第四百四十一条第一項（第四百四十二条において準用する場合を含む。）、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第三十八条の二十二第一項及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）第四百七十七条の十三第二項の規定によりその権限に属させた属させられた事項を処理する。

③ 前二項に規定するもののほか、農漁業保険審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲）

第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 (略)

二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項の法人、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第二条第五項に規定する法人である職員団体等、漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合

会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等

2・3 （略）

（法人の事業税の非課税所得等の範囲）

第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

一 四 （略）

五 漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、農業共済組合連合会、土地改良事業団体連合会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。第七十二条の二十三第二項及び第七十二条の二十四の七第五項において「特定農業協同組合連合会」という。）、中小企業団体中央会、酒造組合及び酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合及び酒販組合連合会、酒販組合中央会、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会、非出資組合である生活衛生同業組合連合会、非出資組合である輸出組合及び輸入組合、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本私立学校振興・共済事業団、企業年金基金及び確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金基金及び国民年金基金連合会、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、投資者保護基金、委託者保護基金、原子力損害賠償・廃炉等支援機構並びに勤労者財産形成基金

六 十一 （略）

2 4 （略）

（個人以外の者の市町村民税の非課税の範囲）

第二百九十六条 市町村は、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 （略）

二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法第六十四条第四項の法人、労働組合法による労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定する法人である職員団体等、漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員

共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七條の二第一項に規定する法人である政党等

2・3 (略)

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八條 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、森林組合法、農業災害補償法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第八十五号）、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）、商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四十一号）及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第六十四号）による組合（信用協同組合及び企業組合を除き、生活衛生同業小組合を含む。）、連合会（信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号に規定する事業を行う協同組合連合会をいう。第三百四十九條の三第二十五項において同じ。）を除く。）及び中央会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会、企業年金基金及び確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会、法人である労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律による法人である職員団体等、漁船保険組合、漁船保険中央会、たばこ耕作組合、輸出水産業組合、土地改良事業団体連合会並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課することができない。

5 (略)

○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

(公共法人等及び公益信託等に係る非課税)

第十一条 別表第一に掲げる内国法人が支払を受ける第七百七十四條各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益及び利益の分配（貸付信託の受益権の収益の分配にあつては、当該内国法人が当該受益権を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

2・3 (略)

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）

名称		根拠法
(略)	(略)	
漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	
漁船保険中央会		
(略)		

○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 五 （略）

六 公益法人等 別表第二に掲げる法人をいう。

七 四十四 （略）

（各事業年度の所得に対する法人税の税率）

第六十六条 内国法人である普通法人、一般社団法人等（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。

次項及び第三項において同じ。）又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十

三・九の税率を乗じて計算した金額とする。

2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの、一般社団法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の十九の税率による。

3 公益法人等（一般社団法人等を除く。）又は協同組合等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の十九の税率を乗じて計算した金額とする。

4 六 （略）

別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十六条関係）

名称		根拠法
(略)	(略)	
漁船保険組合	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	

○ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）

（国、地方公共団体等に対する特例）

第六十条 国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は国若しくは地方公共団体が特別会計を設けて行う事業については、当該一般会計又は特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国又は地方公共団体が特別会計を設けて行う事業のうち政令で定める特別会計を設けて行う事業については、一般会計に係る業務として行う事業とみなす。

2 国又は地方公共団体が行った資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りは、政令で定めるところにより、その資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度並びにその課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りの費用の支払をすべき会計年度の末日に行われたものとすることができる。

3 別表第三に掲げる法人のうち国又は地方公共団体に準ずる法人として政令で定めるものの資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りを行った時期については、前項の規定に準じて、政令で定める。

4 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。）が課税仕入れを行い、又は課税貨物を保税地域から引き取る場合において、当該課税仕入れの日又は課税貨物の保税地域からの引取りの日（当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日）の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入（政令で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」という。）があり、かつ、当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）の合計額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは、第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額（第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額をいう。次項及び第六項において同じ。）から控除することができる課税仕入れ等の税額（第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の合計額は、第三十条から第三十六条までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した場合における当該課税仕入れ等の税額の合計額から特定収入に係る課税仕入れ等の税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額に相当する金額とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。

5 前項の場合において、同項に規定する課税仕入れ等の税額から同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして同項の課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

6 第一項の規定により一の法人が行う事業とみなされる国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、第三十条から第三十九条までの規定によりその課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することができる消費税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該課税標準

準額に対する消費税額と同額とみなす。

7 国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として事業を行う場合には、第九条、第四十二条、第四十五条、第五十七条及び第五十八条の規定は、適用しない。

8 前各項に定めるもののほか、国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて行う事業に限る。）又は別表第三に掲げる法人のうち政令で定めるものの第四十二条第一項、第四項若しくは第六項又は第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限の特例、その他国若しくは地方公共団体、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等に対するこの法律の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

別表第三（第三条、第六十条関係）

一次の表に掲げる法人

名称		根拠法
(略)	(略)	(略)
漁船保険組合		
漁船保険中央会		漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
(略)	(略)	(略)

二 (略)

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（目的）

第二百二十四条 食料安定供給特別会計は、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業共済再保険事業等、漁船再保険事業及び漁業共済保険事業に関する政府の経理を明確にすることを目的とする。

2 この節において「農業経営安定事業」とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づく交付金の交付をいう。

3 この節において「食糧の需給及び価格の安定のために行う事業」とは、食糧の需給及び価格の安定のためにする事業であつて次に掲げるものをいう。

一 主要食糧（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第三条第一項に規定する主要食糧をいう。以下この節において同じ。）及び輸入飼料（飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）第三条に規定する飼料需給計画に基づき政府の買い入れる輸入飼料をいう。以下この節において同じ。）の買入れ、売渡し、交換、貸付け、交付、加工、製造及び貯蔵並びにこれらに関する事業

二 米穀等（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第三十条第一項に規定する米穀等をいう。第百二十七条第二項第一号において同じ。）及び麦等（同法第四十二条第一項に規定する麦等をいう。同号ロにおいて同じ。）の輸入に係る納付金の受入れ

4 この節において「農業共済再保険事業等」とは、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百三十四条の規定による再保険事業及び同法第百四十一条の四の規定による保険事業をいう。

5 この節において「漁船再保険事業」とは、普通保険等再保険事業（漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第二条第三号に規定する普通保険再保険事業、漁船船主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険事業をいう。第百二十九条第四項第一号において同じ。）及び同法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業をいう。

6 この節において「漁業共済保険事業」とは、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第二条に規定する漁業共済保険事業をいう。

（管理）

第百二十五条 食料安定供給特別会計は、農林水産大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（勘定区分）

第百二十六条 食料安定供給特別会計は、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定及び業務勘定に区分する。

（歳入及び歳出）

第百二十七条 農業経営安定勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 食糧管理勘定からの繰入金

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十一条の規定による納付金

ニ 附属雑収入

二 歳出

イ 第百二十四条第二項に規定する交付金

ロ 業務勘定への繰入金

ハ 附属諸費

2 食糧管理勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 主要食糧及び輸入飼料の売渡代金

ロ 米穀等及び麦等の輸入に係る納付金

ハ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十七条第二項の規定による償還金

ニ 一般会計からの繰入金
ホ 証券の発行収入金

ヘ 一時借入金の借換えによる収入金
ト 附属雑収入

二 歳出

イ 主要食糧及び輸入飼料の買入代金

ロ 主要食糧及び輸入飼料の買入れ、売渡し、交換、貸付け、交付、加工、製造、貯蔵及び運搬に関する諸費
ハ 倉庫の運営に関する諸費

ニ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第十七条第一項の規定による米穀安定供給確保支援機構に対する貸付金
ホ 農業経営安定勘定への繰入金

ヘ 業務勘定への繰入金

ト 証券の償還金及び利子

チ 一時借入金及び融通証券の利子

リ 借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ヌ 附属諸費

3 農業共済再保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 農業共済再保険事業等の再保険料等（農業災害補償法第三百三十六条の再保険料及び同法第四百一条の六の保険料をいう。以下この節において同じ。）

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 借入金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 農業共済再保険事業等の再保険金等（農業災害補償法第三百三十七条の再保険金及び同法第四百一条の七の保険金をいう。以下この節において同じ。）

ロ 農業災害補償法第十三条（同法第十三条の六において準用する場合を含む。）の規定による交付金

ハ 農業共済再保険事業等の再保険料等の還付金

ニ 借入金の償還金及び利子

4 漁船再保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

- イ 漁船再保険事業の再保険料
- ロ 一般会計からの繰入金
- ハ 積立金からの受入金
- ニ 積立金から生ずる収入
- ホ 借入金
- ヘ 附属雑収入

二 歳出

- イ 漁船再保険事業の再保険金
- ロ 漁船損害等補償法第四十条の規定による交付金
- ハ 漁船再保険事業の再保険料の還付金
- ニ 借入金の償還金及び利子
- ホ 一時借入金の利子
- ヘ 業務勘定への繰入金
- ト 附属諸費

5 漁業共済保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

- イ 漁業共済保険事業の保険料
- ロ 一般会計からの繰入金
- ハ 積立金からの受入金
- ニ 積立金から生ずる収入
- ホ 借入金
- ヘ 附属雑収入

二 歳出

- イ 漁業共済保険事業の保険金
- ロ 漁業災害補償法第九十六条第二項の規定による交付金

- ハ 漁業共済保険事業の保険料の還付金
- ニ 借入金 の償還金及び利子
- ホ 一時借入金 の利子
- ヘ 業務勘定への繰入金
- ト 附属諸費

6 業務勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

- イ 農業経営安定勘定からの繰入金
- ロ 食糧管理勘定からの繰入金
- ハ 農業共済再保険勘定からの繰入金
- ニ 漁船再保険勘定からの繰入金
- ホ 漁業共済保険勘定からの繰入金
- ヘ 附属雑収入

二 歳出

- イ 農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業共済再保険事業等、漁船再保険事業及び漁業共済保険事業の事務取扱費
- ロ 附属諸費

(歳入歳出予定計算書等の添付書類)

第二百二十八条 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、食料安定供給特別会計においては、歳入歳出予定計算書等に、次に掲げる書類（第三号及び第四号に掲げる書類については、農業経営安定勘定、食糧管理勘定及び業務勘定に係るものに限る。）を添付しなければならない。

- 一 前々年度の貸借対照表及び損益計算書
- 二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
- 三 前々年度の財産目録
- 四 前年度及び当該年度の予定財産目録

(一般会計からの繰入対象経費)

第二百二十九条 農業経営安定勘定における一般会計からの繰入対象経費は、農業経営安定事業に要する経費及び農業経営安定事業の事務取扱費とする。

2 食糧管理勘定における一般会計からの繰入対象経費は、調整資金に充てるために要する経費とする。

3 農業共済再保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

- 一 農業共済再保険事業等に関する費用で農業災害補償法第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条の二から第十三条の五までの規定により国庫が負

担するもの

二 農業共済再保険事業等の事務取扱費で国庫が負担するもの

4 漁船再保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一 普通保険等再保険事業に関する費用で漁船損害等補償法第百三十九条第一項から第三項まで及び第百三十九条の二第一項の規定により国庫が負担するもの

二 漁船再保険事業の事務取扱費で国庫が負担するもの

三 漁船損害等補償法第百四十一条第一項に規定する事務費交付金に要する費用で同項の規定により国が補助するもの

5 漁業共済保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。

一 漁業共済保険事業に関する費用で漁業災害補償法第百九十五条第一項及び第百九十五条の二第一項の規定により国が補助するもの

二 漁業共済保険事業の事務取扱費で国庫が負担するもの

(他の勘定への繰入れ)

第百三十条 第百二十四条第二項に規定する交付金の財源に充てるため、予算で定める金額を、毎会計年度、食糧管理勘定から農業経営安定勘定に繰り入れるものとする。

2 業務勘定における経費の財源に充てるために必要な額に相当する金額は、毎会計年度、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定から業務勘定に繰り入れるものとする。

第百三十一条 削除

(利益及び損失の処理)

第百三十二条 業務勘定において、毎会計年度の損益計算上生じた利益又は損失は、政令で定めるところにより、食糧管理勘定に移して整理しなければならない。

2 前項の規定による整理を行った後、食糧管理勘定に利益又は損失が生じた場合には、その利益の額を、調整資金に組み入れ、又はその損失の額を限度として、調整資金を減額して整理することができる。

(調整資金)

第百三十三条 食糧管理勘定に調整資金を置き、一般会計からの繰入金のうち調整資金に充てるために要する経費に相当する金額及び前条第二項の規定による組入金に相当する金額をもってこれに充てる。

(積立金)

第三百三十四条 農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各勘定における決算上剰余金のうち、当該各号に定めるものに充てるために必要な金額を、それぞれ積立金として積み立てるものとする。

- 一 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金償還金及び利子
 - 二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金償還金及び利子
 - 三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金並びに借入金償還金及び利子
- 2 農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該各勘定の積立金から補足するものとする。
- 3 第一項各号に掲げる勘定の積立金は、それぞれ当該各号に定めるものの財源に充てるために必要がある場合には、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。

(歳入歳出決定計算書の添付書類)

第三百三十五条 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、食料安定供給特別会計においては、歳入歳出決定計算書に、次に掲げる書類(第二号に掲げる書類については、農業経営安定勘定、食糧管理勘定及び業務勘定に係るものに限る。)を添付しなければならない。

- 一 当該年度の貸借対照表及び損益計算書
- 二 当該年度の財産目録

(証券等)

第三百三十六条 食糧管理勘定において、主要食糧及び輸入飼料の買入代金の財源に充てるために必要がある場合には、同勘定の負担において、一年内に償還すべき証券を発行することができる。この場合における証券の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならぬ。

2 前項の規定により証券を発行する場合における第三条第二項第五号、第十六条及び第十七条の規定の適用については、第三条第二項第五号中「借入れ及び」とあるのは「借入れ及び償還並びに当該年度に発行を予定する証券の発行及び」と、第十六条中「融通証券」とあるのは「証券及び融通証券」と、第十七条第一項中「借入金の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに融通証券」とあるのは「借入金及び証券の償還金及び利子、一時借入金及び融通証券の利子並びに証券及び融通証券」とする。

3 農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定における借入金対象経費は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- 一 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金に充てるために必要な経費
 - 二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金に充てるために必要な経費
 - 三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金に充てるために必要な経費
- 4 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をすることが出来る金額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。

この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

一 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険料等をもって当該年度における農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金を支弁するのに不足する金額

二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険料をもって当該年度における漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険料をもって当該年度における漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金を支弁するのに不足する金額

(融通証券等)

第百三十七条 食糧管理勘定においては、融通証券を発行することができる。

2 第十五条第四項の規定にかかわらず、食糧管理勘定において、歳入不足のために一時借入金を償還することができない場合には、その償還することができない金額を限り、同勘定の負担において、一時借入金の借換えをすることができる。

3 前項の規定により借換えをした一時借入金については、当該一時借入金を第十七条第一項に規定する借入金とみなして、同項の規定を適用する。

4 第二項の規定により借換えをした一時借入金は、その借換えをしたときから一年内に償還しなければならない。

5 農業経営安定勘定、食糧管理勘定又は業務勘定においては、これらの勘定に属する現金を繰り替えて使用することができる。この場合において、第十五条第五項後段の規定にかかわらず、農林水産大臣は、財務大臣の承認を要しない。

6 農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定においては、当該各勘定の積立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

附 則

(食料安定供給特別会計における漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業の経理等)

第四十二条 漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第二条に規定する漁船乗組員給与保険事業に係る再保険事業に関する経理は、当分の間、第二百二十四条第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定において行うものとする。

2 前項の規定により同項に規定する経理を漁船再保険勘定において行う場合における第二百二十七条第四項及び第六項、第二百二十九条第四項、第三百三十四条第一項並びに第三百三十六条第三項及び第四項の規定の適用については、第二百二十七条第四項第一号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業（附則第四十二条第一項に規定する再保険事業をいう。以下この節において同じ。）」と、同号中「へ 附属雑収入」とあるのは「へ 漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第二十九条の規定による納付金」と、同項第二号イ及びハ中「漁船再保

険事業」とあるのは「漁船再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業」と、同条第六項第二号イ中「漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業、漁船乗組員給与保険再保険事業」と、第二百二十九条第四項第二号、第三百三十四条第一項第二号並びに第三百三十六条第三項第二号及び第四項第二号中「

漁船再保険事業」とあるのは「漁船再保険事業及び漁船乗組員給与保険再保険事業」とする。

第四十三条から第四十六条まで 削除

（貿易再保険特別会計から一般会計への繰入れの特例）

第四十七条 一般会計から附則第六十六条第十二号の規定による廃止前の貿易再保険特別会計法に基づく貿易再保険特別会計に繰り入れた繰入金のうち、将来における再保険金（第八十四条第二号イに規定する再保険金をいう。以下この項において同じ。）及び保険金（貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）による改正前の貿易保険法に規定する保険金をいう。以下この項において同じ。）の支払に係る債務の履行に必要な経費並びに再保険金及び保険金の支払財源の不足に充てるための経費として繰り入れた金額に相当する金額については、貿易再保険特別会計の収入支出の状況等を勘案し、平成二十二年度までを目途に、予算で定めるところにより、同会計から一般会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定により一般会計に繰入れをした場合には、その繰入金金額により貿易再保険特別会計の資本を減少するものとする。

○ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十八年法律第 号）（抄）

（漁船損害等補償法の一部改正）

第二百五十一条 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第百十三条の十七中「支払義務は」を「支払義務に係る請求権はこれらを行行使することができる時から」に改める。

第百三十八条の二十二第二項中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

（漁船損害等補償法の一部改正に伴う経過措置）

第二百五十二条 施行日前に前条の規定による改正前の漁船損害等補償法第百三十八条の二十二第二項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

（所掌事務）

第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三十三 （略）

三十四 農業災害補償、森林保険並びに漁船損害等補償、漁船乗組員給与保険及び漁業災害補償に関すること。
三十五～八十七 (略)

2 前項に定めるもののほか、農林水産省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。